

中津川市地域福祉計画 第2期計画

《平成27年度～平成38年度》



平成27年3月
中津川市

はじめに

近年、社会経済環境が大きく変化するなかで、地域のつながり、いわゆる「ご近所づきあい」が希薄化してきています。本市では、平成 21 年 3 月に中津川市地域福祉計画（第 1 期計画）を策定し、市民や地域、各種関係機関と連携を図りながら、さまざまな施策を展開してきました。



その後も社会を取り巻く環境は変化し、少子高齢社会の到来、生活の多様化などによりひとり暮らし高齢者などの要援護者への支援や、児童等の虐待、子育て環境の悪化、また地域社会との関わりを断ち孤立して生活する人といった新たな課題への対応も求められています。

このように多様化する地域課題を解決するため、地域住民と行政が「協働」し、地域に根差した地域福祉活動を展開することの重要性が増しています。地域の中で「お互いに助け合い、支えあえる関係づくり」をすすめて、それぞれの立場で何ができるかを考えていくために「第 2 期地域福祉計画」を策定しました。

この計画は第 1 期地域福祉計画の基本理念を引継ぎ、本市における地域福祉を取り巻く現状等も踏まえ、だれもが住みなれた地域で、その人らしく安心して健やかにくらせる「温かい福祉のまち」に向けた施策を推進します。そのためには行政だけでなく、市民、関係団体・機関、事業者など地域に関わるすべての力を合わせた取り組みが必要不可欠です。皆様のより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、この計画を策定するにあたり、市内 15 地区での地域懇談会や、中津川市地域福祉計画策定委員会委員はじめ、関係各位から貴重なご意見やお知恵をいただいたことに対し心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

中津川市長

青山節児

目 次

第1章 中津川市地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 地域福祉計画の位置づけ	2
(2) 地域福祉計画に盛り込む事項	2
(3) 中津川市総合計画（平成27年度～平成38年度）との関係	3
(4) 分野別計画・関連計画との関係	3
(5) 地域福祉活動計画との関係	3
3 計画の期間	5
4 計画策定の体制	5
第2章 中津川市の地域福祉を取り巻く現状	6
1 人口等の現状	6
(1) 人口及び世帯の状況	6
(2) 子どもの状況	10
(3) 高齢者の状況	10
(4) 障がいのある人の状況	11
(5) 外国人の状況	12
(6) 生活保護世帯数の状況	12
(7) 地域福祉に関する現状	13
2 アンケート調査結果からみた現状	15
(1) アンケート調査の概要	15
(2) アンケート調査結果の概要	15
3 地域懇談会からみた現状	27
(1) 地域懇談会の概要	27
(2) 地域懇談会からの意見のまとめ	27
4 ヒアリング結果からみた現状	30
(1) ヒアリング開催実績	30
(2) ヒアリング結果のまとめ	30
5 第1期計画の評価	32
(1) 地域で支えあう仕組みづくり	32
(2) 福祉のまちづくり	32

(3) 暮らしやすいまちづくり	32
(4) 安心のまちづくり	33
6 課題のまとめ	34
(1) 地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について	34
(2) 地域で支え合う・助け合いについて	35
(3) 福祉に関する情報の入手や地域での相談支援について	36
(4) 誰もが安心して暮らせる環境について	37
第3章 基本的な計画の考え方	38
1 新たな公共への展開の考え方	38
2 計画の基本理念	39
3 基本目標	40
4 計画の体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1 人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり	43
(1) 地域で支え合う意識づくり	43
(2) 交流の機会の充実	44
(3) 地域の支え合いを担う人づくり	45
基本目標2 みんなで支え、助け合うまちづくり	46
(1) 見守り体制の強化	46
(2) 地域活動への支援	47
(3) ボランティア活動の推進	48
基本目標3 だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり	49
(1) 地域住民等による情報共有・提供体制の充実	49
(2) 地域の相談・支援体制の充実	50
(3) 生活困窮者への支援	51
(4) 福祉サービスの利用	51
基本目標4 だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり	52
(1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進	52
(2) 権利擁護事業の充実	53

第5章 重点施策	54
1 地域の交流づくり	54
2 小地域での見守りネットワークづくり	55
3 地域住民による身近な地域での情報共有、相談支援体制づくり	56
4 災害からみんなを守る地域づくり	57
第6章 計画の推進	58
1 計画の周知・啓発	58
2 計画の点検・評価	58
3 協働による計画の推進	58
4 社会福祉協議会との連携	59
(参考) 地域福祉に関する主な取り組み事例について	60
資料編	62
1 中津川市の協議会等の設置等に関する要綱(抄)	62
2 中津川市地域福祉計画策定委員会委員名簿	64
3 第2期中津川市地域福祉計画策定庁内プロジェクトチーム名簿	65
4 第2期中津川市地域福祉計画策定事務局名簿	65
5 策定経過	66

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうしたなか、地域住民と行政が有機的に連携し、地域に根差した地域福祉活動を展開することの重要性が増し、地域の中で「お互いに助け合い、支えあえる関係づくり」をすすめるため、それぞれの立場で何ができるのかを考えていくための地域福祉計画の策定が求められています。

そこで、本市では、平成 21 年 3 月に中津川市地域福祉計画（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、市民や地域、各種関係機関と連携を図りながら、さまざまな施策を展開してきました。

第 1 期計画の策定以降も、社会経済環境が大きく変化するなかで、自殺者の増加、配偶者暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、貧困の連鎖などが継続して課題となっています。

また、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人も増加しています。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

そこで、第 1 期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成 27 年度から平成 38 年度までの 12 か年計画として、第 2 期中津川市地域福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

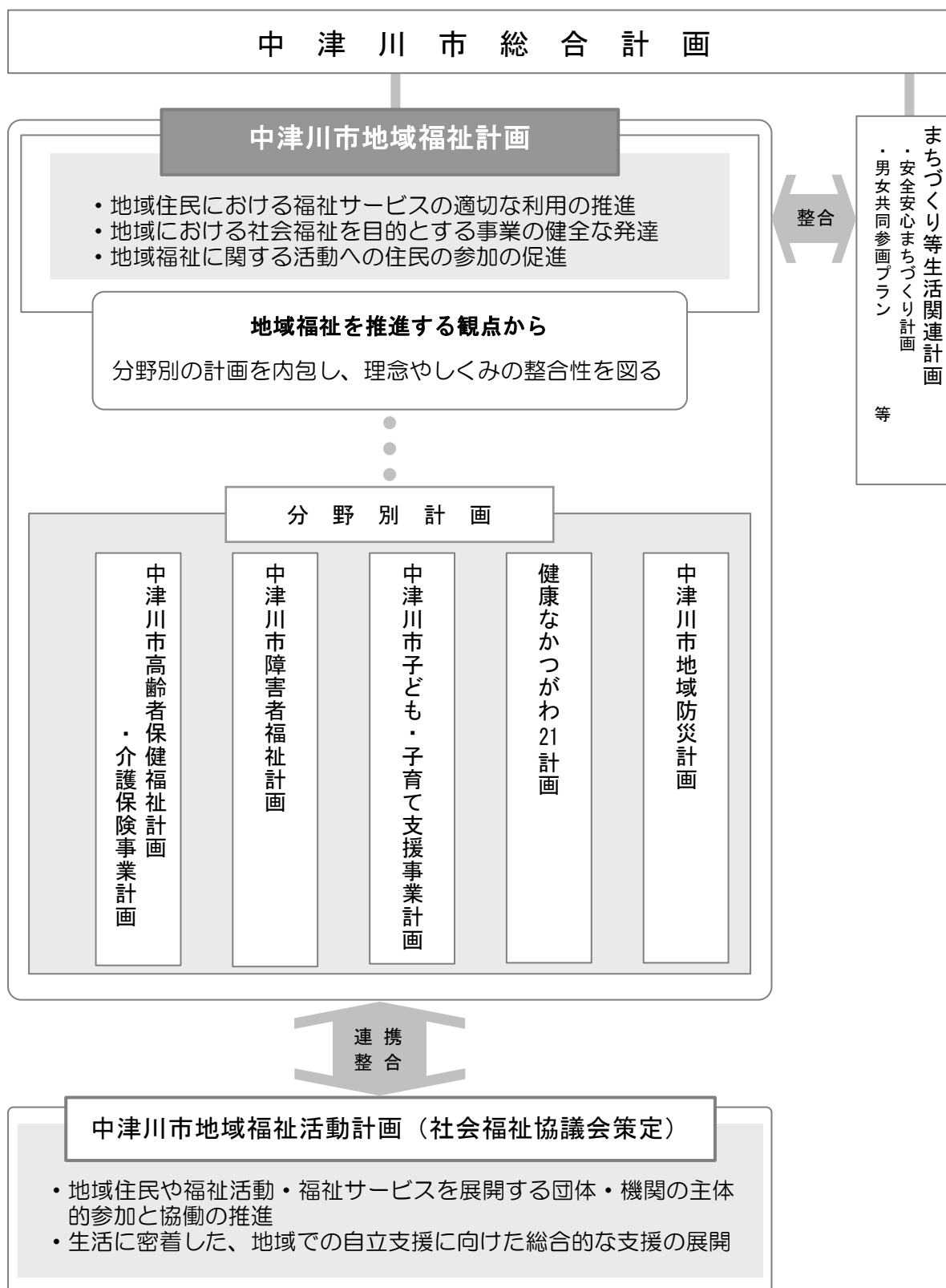
- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【その他】

○ 要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成19年8月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 38 年度までの 12 年間とします。また、3年に 1 回のサイクルで、計画内容の見直しを行います。

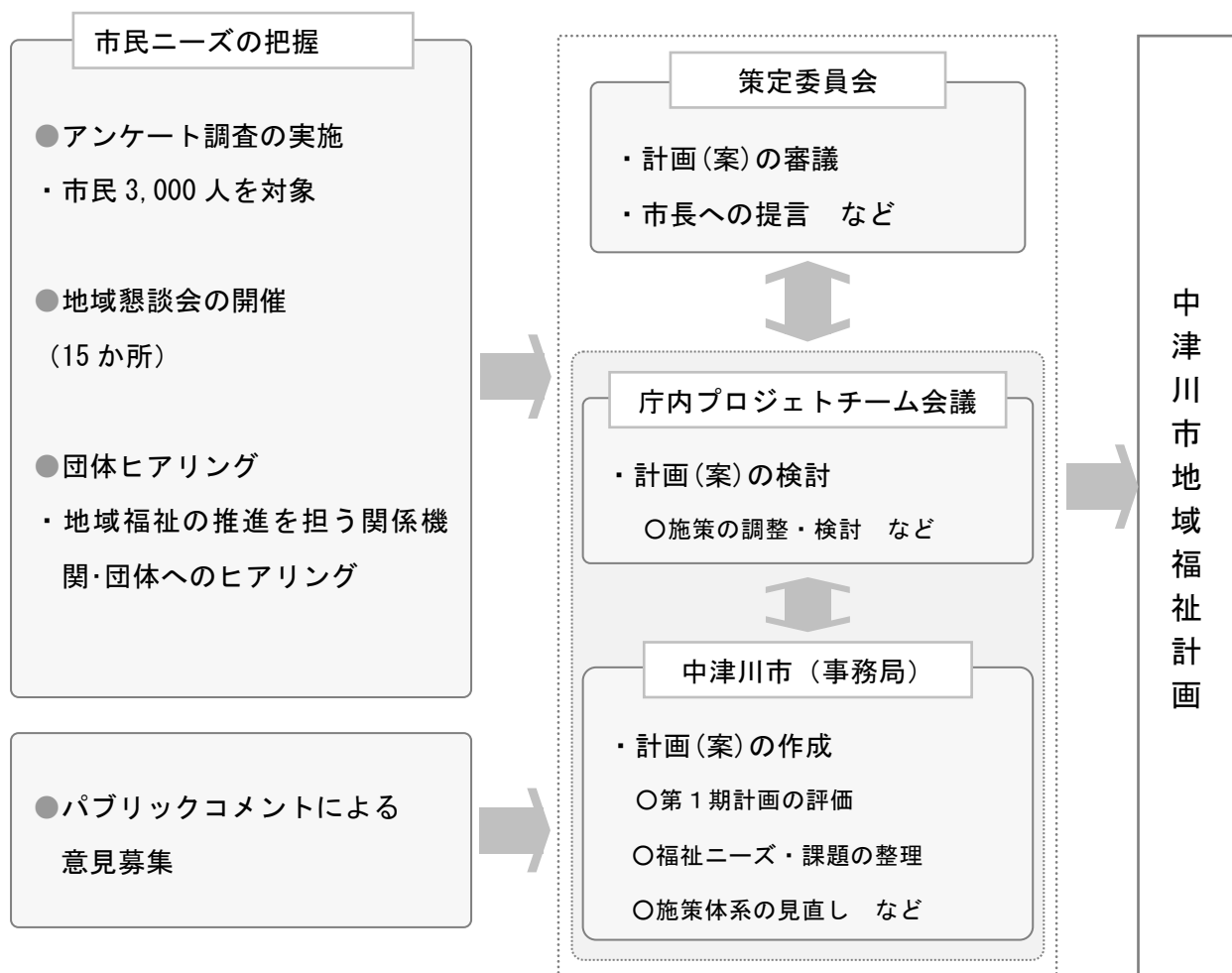
4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、広く市民の皆さまの意見を伺うため、アンケート調査や市内 15 か所で地域懇談会を開催しました。また、地域福祉の推進を担う活動団体等のヒアリング調査も実施しました。

本計画を策定するには、市の全庁的な取り組みが必要であることから、「庁内プロジェクトチーム」を設置し、計画案を検討しました。

さらに、検討した計画案を、学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者などの委員による「中津川市地域福祉計画策定委員会」において審議・検討を行いました。

計画策定の流れ



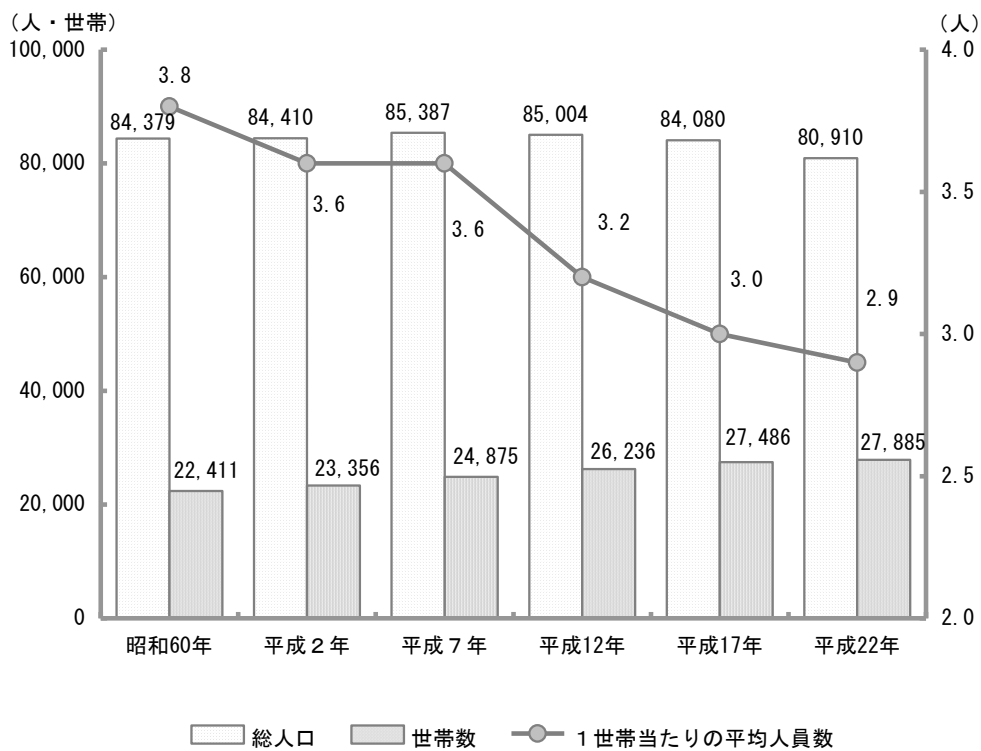
1 人口等の現状

(1) 人口及び世帯の状況

① 人口及び世帯の推移

総人口は、年々減少しており、昭和60年で84,379人であったのに対し、平成22年で80,910人となっています。一方、世帯数は年々増加しており、昭和60年で22,411世帯であったのに対し、平成22年で27,885世帯となっています。

人口及び世帯の推移

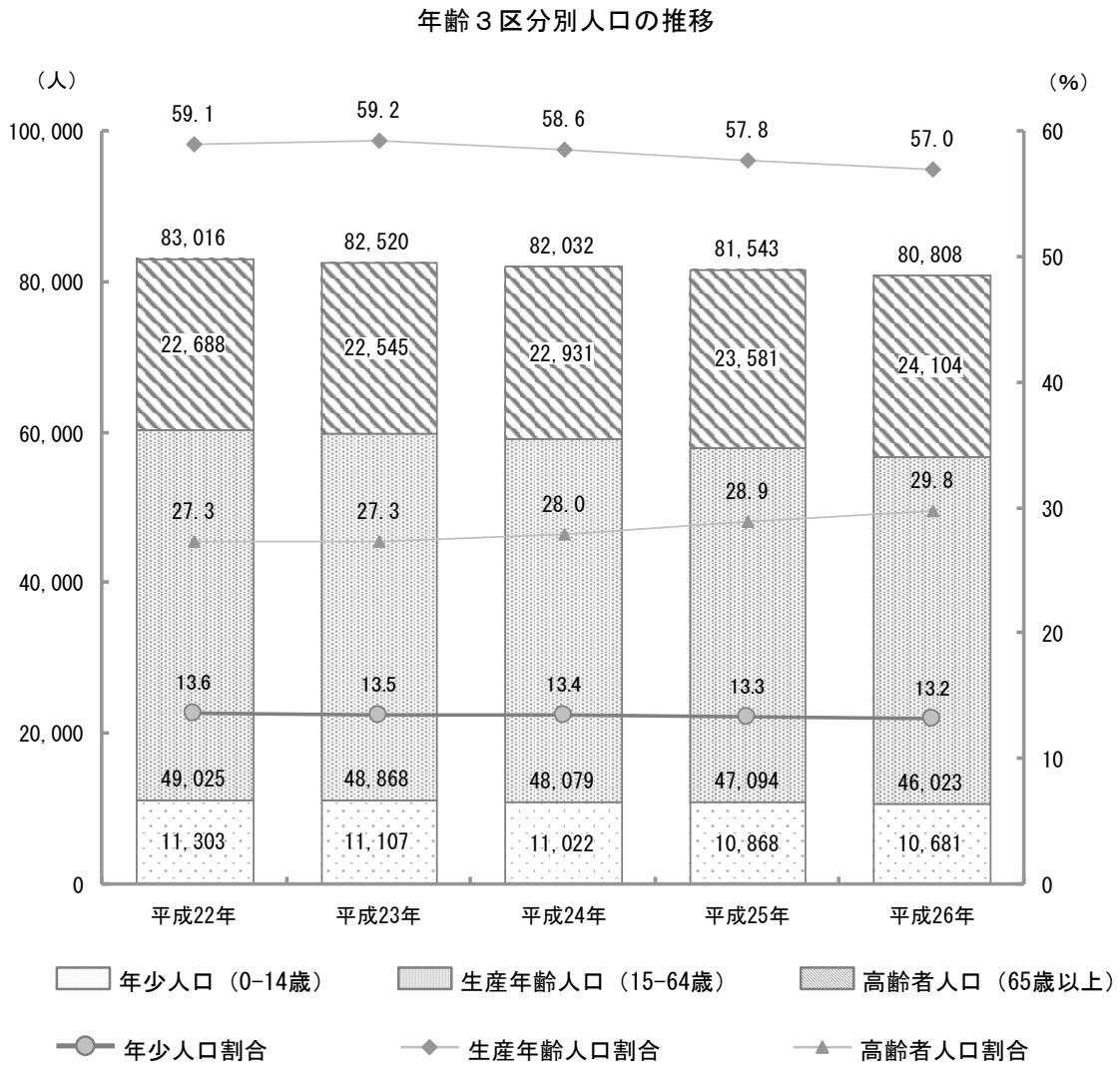


注) 百分率 (%) の表記については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査

② 年齢3区分*別人口の推移

年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加しています。割合で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加しており、平成26年では29.8%となっています。

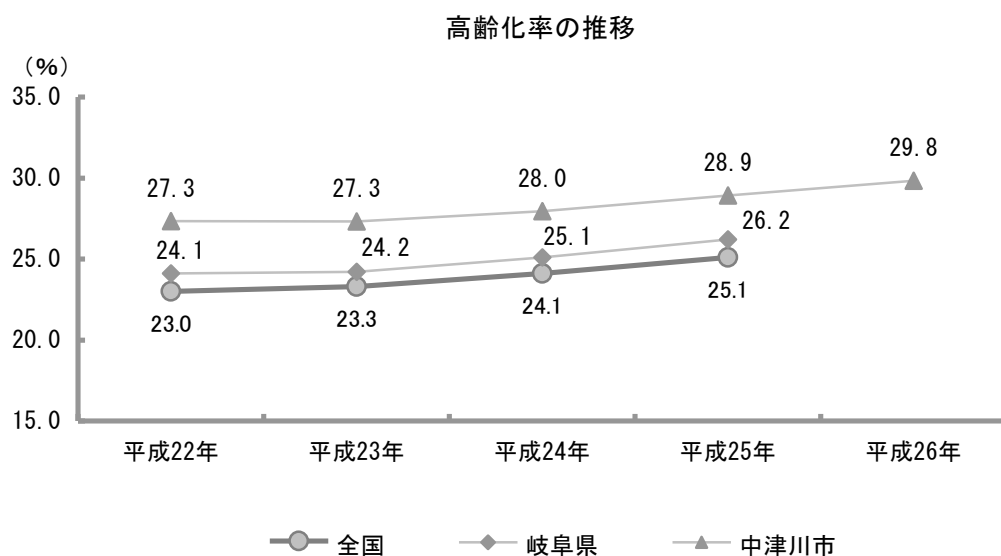


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

* 年齢3区分 年少人口とは0～14歳、生産年齢人口とは15～64歳の人口をいい、生産活動に従事する年齢層のこと。老年人口とは65歳以上人口をいう。

③ 高齢化率*1の推移

本市の高齢化率は、平成26年9月末現在で29.8%となっています。全国、岐阜県を上回って推移しており、上昇傾向にもあるため、高齢化が一層進行しています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

④ 合計特殊出生率*2の推移

合計特殊出生率では、年によって増減はあるものの、約1.6前後で推移しており、全国、岐阜県に比べ高い状況になっています。

合計特殊出生率の推移

区分	平成22年	平成23年	平成24年
全国	1.39	1.39	1.41
岐阜県	1.48	1.44	1.45
中津川市	1.65	1.62	1.74

資料：恵那の公衆衛生

*1 高齢化率 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%から14%未満を高齡化社会といい、14%から21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。

*2 合計特殊出生率 15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

⑤ 人口動態の推移

自然動態*¹では、出生数、死亡数ともにばらつきはありますが、死亡数が出生数を上回っています。

社会動態*²では、転入、転出ともに多少ばらつきがありますが、ほぼ横ばいとなっています。また、転出が転入を上回っています。

人口動態の推移

単位：人

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自然動態	出生	639	663	673	642
	死亡	952	988	942	1,033
社会動態	転入	1,917	2,047	1,922	2,037
	転出	2,278	2,152	2,138	2,203

資料：人口動態統計調査

⑥ 世帯構成別世帯数の推移

世帯構成別世帯数では、世帯数で見ると、単独世帯、夫婦のみ世帯、片親と子からなる世帯が増加しています。

世帯構成別世帯数の推移

単位：世帯（下段は%）

区分	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯* ³ 総数	26,236 100.0	27,486 100.0	27,885 100.0
単独世帯	4,500 17.2	5,368 19.5	6,175 22.1
核家族世帯* ⁴	13,978 53.3	14,972 54.5	15,106 54.2
夫婦のみ世帯	4,970 18.9	5,551 20.2	5,774 20.7
夫婦と子からなる世帯	7,373 28.1	7,438 27.1	7,248 26.0
片親と子からなる世帯	1,635 6.2	1,983 7.2	2,084 7.5
その他の親族世帯	7,692 29.3	7,146 26.0	6,562 23.5
非親族世帯	60 0.2	68 0.2	153 0.5
1世帯あたりの親族人員	3.2	3.0	2.9

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計が総数にならない場合があります。
割合は、分母から「不詳」を除いて算出しています。

資料：国勢調査

-
- * 1 自然動態 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
 - * 2 社会動態 一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
 - * 3 一般世帯 「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。
 - * 4 核家族世帯 親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

(2) 子どもの状況

年齢別子ども数では、0～2歳（乳児）、6～11歳（小学生）で減少しています。

年齢別子ども数の推移

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～2歳(乳児)	2,081	1,992	1,983	1,976	1,981
3～5歳(幼児)	2,186	2,151	2,092	2,120	2,040
6～11歳(小学生)	4,832	4,781	4,682	4,505	4,451
12～14歳(中学生)	2,481	2,431	2,402	2,471	2,439

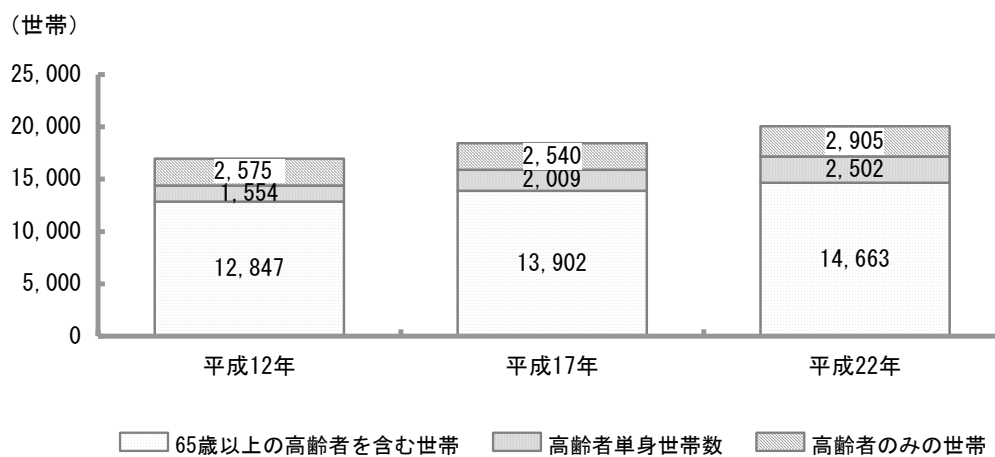
資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の状況では、高齢者のみの世帯を除き、増加しています。

高齢者世帯の推移



注）高齢者単身世帯は、65歳以上の者一人のみの世帯。

資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数では、平成24年で3,860人であったのに対し、平成26年では4,172人となっており増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	362	431	495
要支援2	423	438	436
要介護1	753	826	925
要介護2	749	739	753
要介護3	519	562	575
要介護4	505	520	508
要介護5	549	500	480
計	3,860	4,016	4,172

注) 第1号被保険者のみ算出。

資料：介護保険事業報告（各年9月末時点）

(4) 障がいのある人の状況

各種障害者手帳所持者数は、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数で増加傾向にあり、平成26年では、身体障害者手帳所持者数は3,832人、療育手帳所持者数は592人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は435人となっています。

手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳所持者数	3,799	3,922	3,926	3,921	3,832
療育手帳所持者数	553	567	589	584	592
精神障害者保健福祉手帳所持者数	319	349	356	374	435
合計	4,671	4,838	4,871	4,879	4,859

資料：障害援護課（各年3月末日）

(5) 外国人の状況

外国人登録人口では、平成 23 年以降年々減少しており、平成 26 年では 892 人となっています。

国籍別外国人登録人口の推移

単位：人

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
韓国・朝鮮	68	68	59	62	64
ブラジル	153	132	128	117	123
中国	404	433	452	426	379
フィリピン	115	127	125	113	123
ペルー	23	25	24	21	12
アメリカ	17	15	15	11	11
その他の国	149	156	142	154	180
計	929	956	945	904	892

資料：市民課（各年 3 月末日）

(6) 生活保護世帯数の状況

生活保護世帯数では、増加傾向がみられ、平成 26 年では 178 世帯、228 人となっています。

生活保護世帯数の推移

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
被保護世帯数(世帯)	161	164	162	175	178
被保護人数(人)	190	196	204	230	228

資料：障害援護課（各年 3 月末日）

(7) 地域福祉に関する現状

① 自治会の状況

自治会数は、平成 22 年以降はほぼ横ばいで推移しています。また、自治会の会員世帯数は、減少傾向にあり、平成 26 年では 23,633 世帯となっており、平成 22 年に比べ、377 世帯減少しています。

自治会の状況の推移

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
自治会数	173	173	173	172	172
会員世帯数(世帯)	24,010	23,997	23,846	23,763	23,633
自治会加入率	82.3%	81.8%	81.1%	80.2%	81.1%

資料：市民協働課（各年 4 月 1 日）

② 老人クラブの状況

老人クラブ数は、平成 22 年以降、減少傾向で推移しています。また、会員数も減少傾向にあり、平成 26 年では 11,745 人と平成 22 年に比べ、764 人減少しています。

老人クラブの状況の推移

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
クラブ数	150	149	148	146	144
会員数(人)	12,509	12,458	12,206	11,977	11,745

資料：高齢支援課（各年 4 月 1 日）

③ 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で、さまざまな福祉活動を行っています。また、近年、問題になっている高齢者等の孤立の防止や所在不明問題に対応する役割を担っており、平成 26 年では 225 人となっています。

民生委員・児童委員の推移

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
委員人数(人)	224	224	224	224	225

資料：高齢支援課（各年 4 月 1 日）

④ ボランティア登録団体数及びボランティア登録者数

ボランティア団体数は、平成 26 年では 54 団体となっています。また、登録人数は増減しており、平成 26 年では 2,559 人となっています。

ボランティア登録者数の推移

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
団体数	46	51	48	55	54
登録人数（人）	2,572	2,729	2,575	2,672	2,559

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

⑤ 避難行動要支援者台帳登録者の状況

平成 24 年度から市では、「災害時要援護者支援制度」を推進しており、自主防災会などと協力して積極的に避難行動要支援者の把握、台帳への登録を進めており、平成 26 年では 1,560 人となっています。

避難行動要支援者台帳登録者数の推移

区 分	平成 25 年	平成 26 年
避難行動要支援者台帳登録者数（総数：人）	567	1,560

資料：防災安全課（各年 3 月 31 日）

2 アンケート調査結果からみた現状

(1) アンケート調査の概要

調査目的	「中津川市地域福祉計画」の策定にあたり、市民から意見をいただき地域福祉に関する基礎資料とします	
調査対象	住民基本台帳から年齢別に無作為に抽出された、中津川市内在住の30歳以上の方3,000名	
調査期間	平成26年7月中旬から8月上旬	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	3,000通
	有効回収数	1,241通
	有効回収率	41.3%

◆調査結果の表示方法◆

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

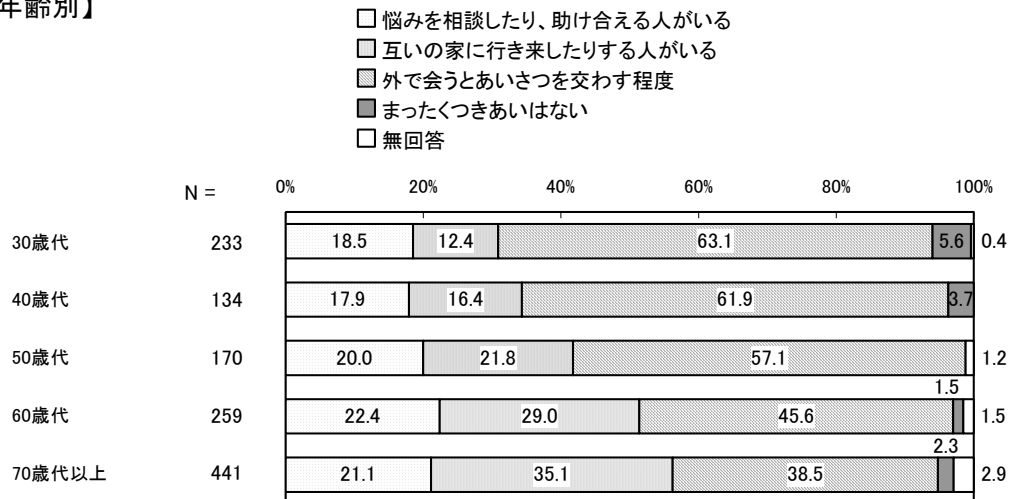
(2) アンケート調査結果の概要

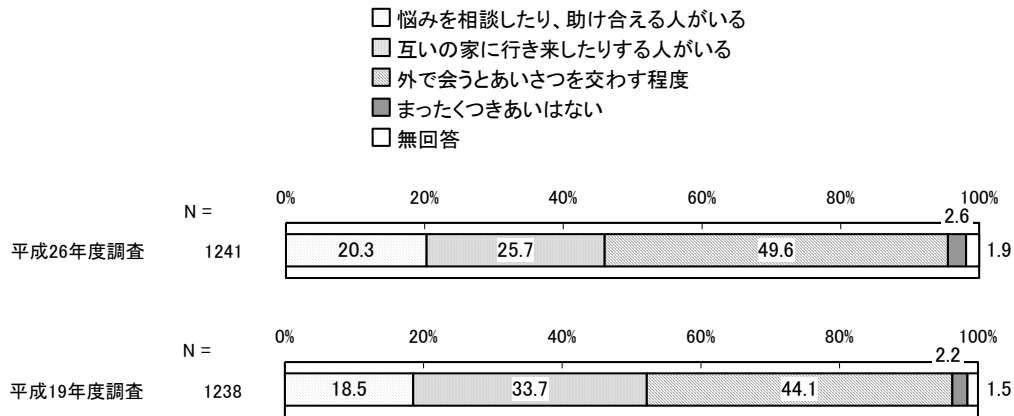
① 近所づきあいの程度

年齢別で見ると、年齢が低くなるにつれ「外で会うとあいさつを交わす程度」の割合が高くなっています。一方、他の年齢に比べ、70歳代以上で「互いの家に行き来したりする人がいる」の割合が高く、3割半ばとなっています。

平成19年度調査と比較すると、「互いの家に行き来したりする人がいる」の割合が低くなっています。

【年齢別】

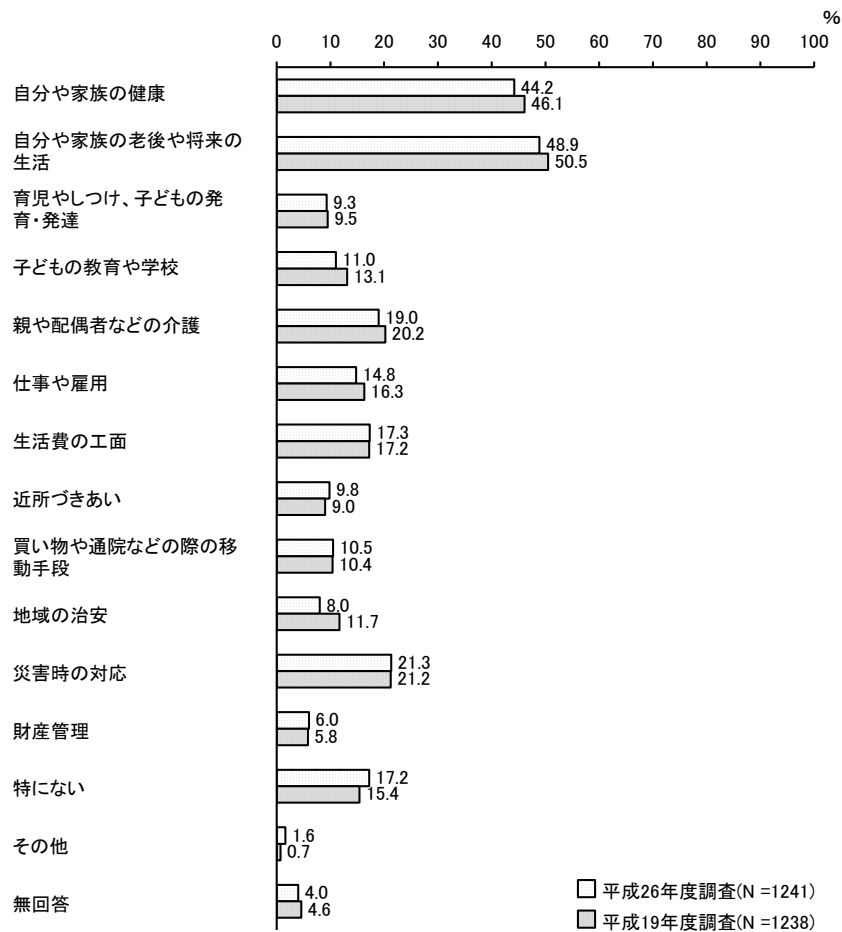




② 悩みや不安、困っていること

「自分や家族の老後や将来の生活」の割合が48.9%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」の割合が44.2%、「災害時の対応」の割合が21.3%となっています。

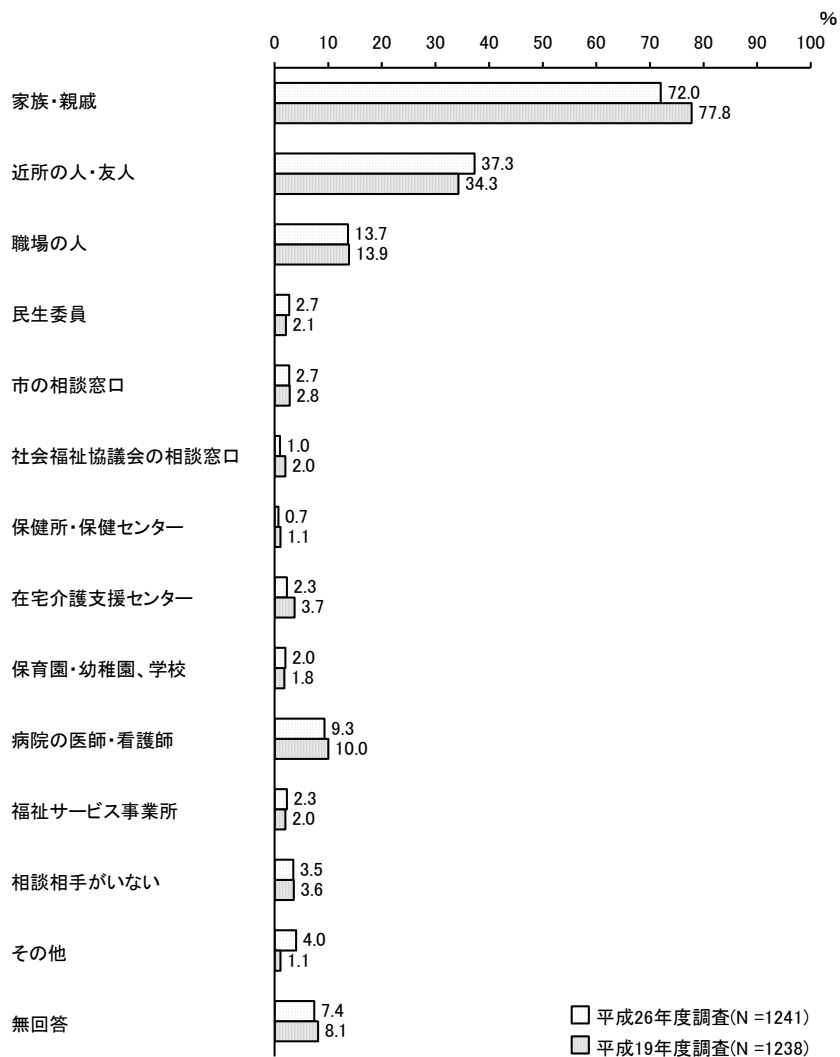
平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



③ 悩みや不安、困ったことがあるときの相談相手

「家族・親戚」の割合が72.0%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が37.3%、「職場の人」の割合が13.7%となっています。

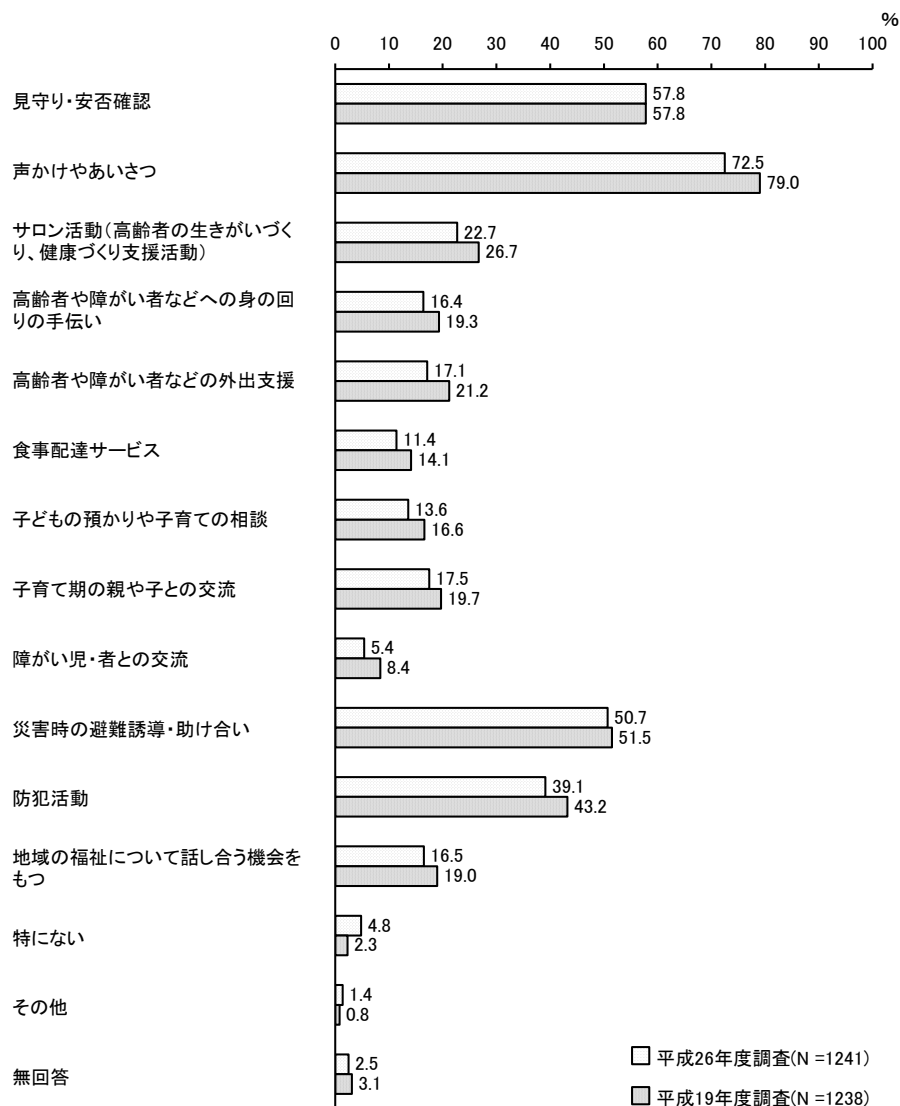
平成19年度調査と比較すると、「家族・親戚」の割合が低くなっています。



④ 誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるためには、どのような住民同士の助け合い活動が必要だと思うか

「声かけやあいさつ」の割合が72.5%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が57.8%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が50.7%となっています。

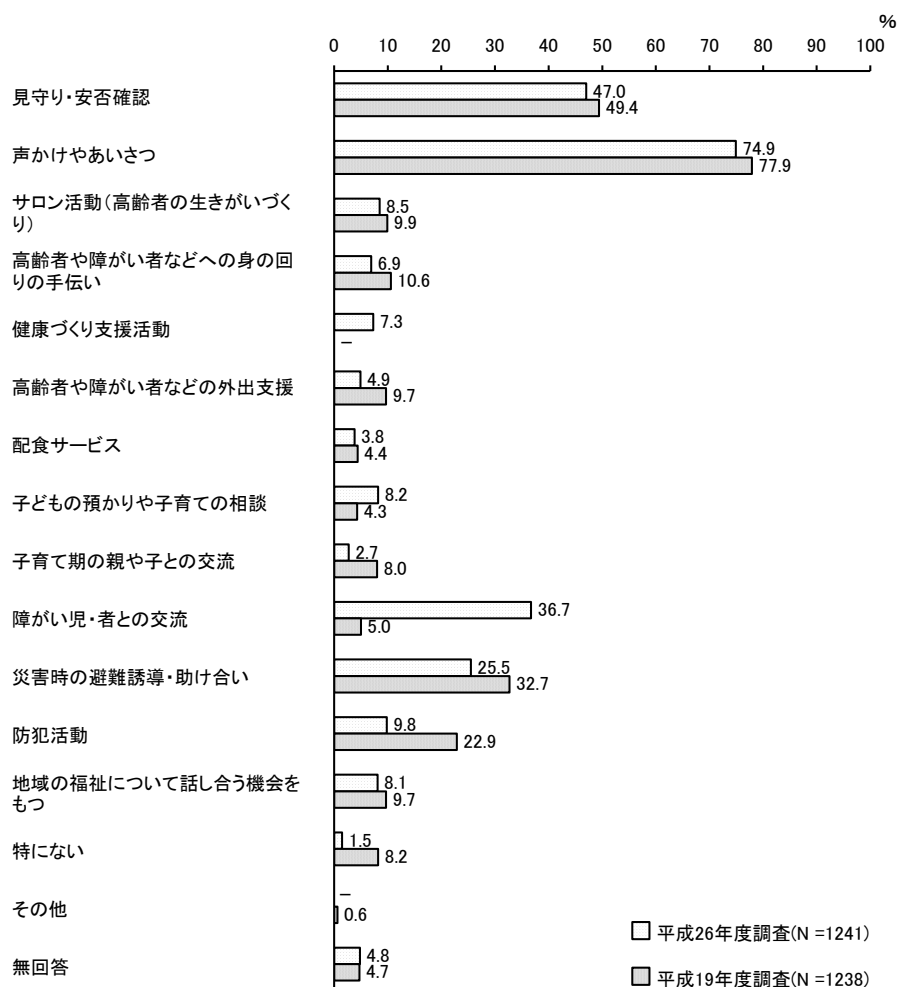
平成19年度調査と比較すると、「声かけやあいさつ」の割合が低くなっています。



⑤ 誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために、あなた自身ができる助け合い活動について

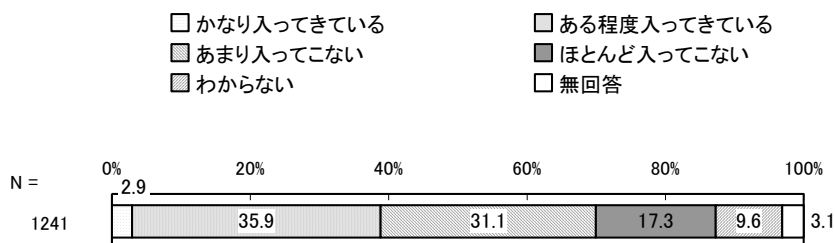
「声かけやあいさつ」の割合が74.9%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が47.0%、「障がい児・者との交流」の割合が36.7%となっています。

平成19年度調査と比較すると、特に「障がい児・者との交流」の割合が高くなっており3割以上となっています。一方「災害時の避難誘導・助け合い」「防犯活動」の割合が低くなっています。



⑥ 福祉に関する情報の入手状況

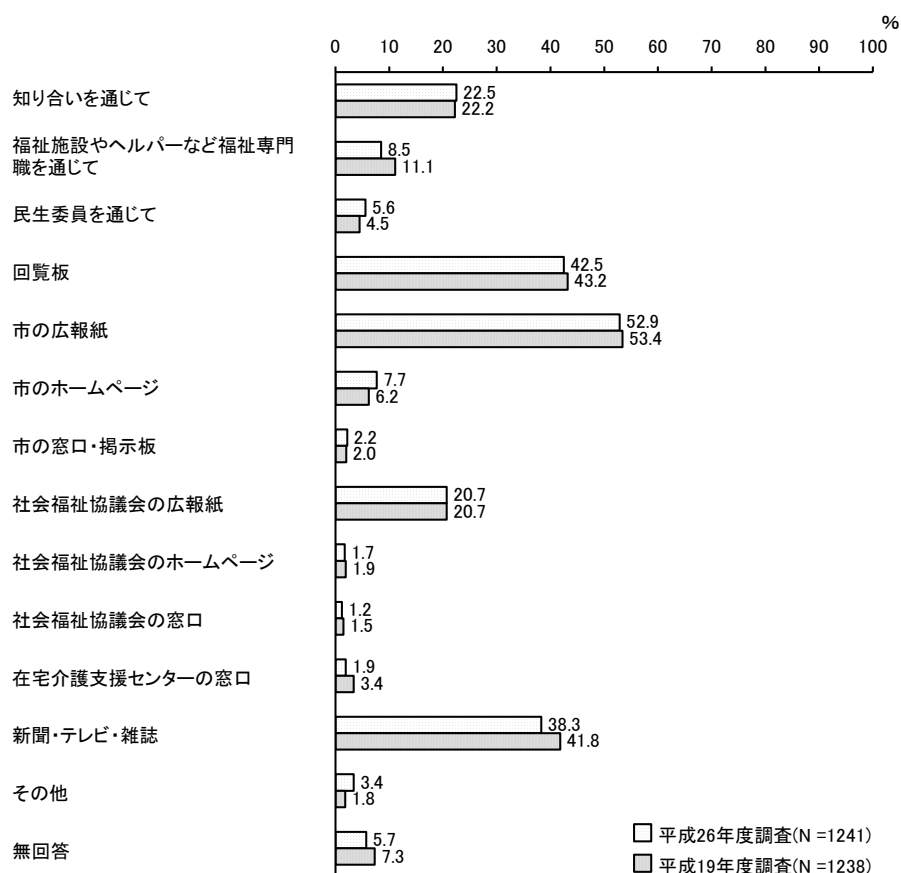
「ある程度入ってきている」の割合が35.9%と最も高く、次いで「あまり入っていない」の割合が31.1%、「ほとんど入っていない」の割合が17.3%となっています。



⑦ 福祉についての情報や知識の入手方法

「市の広報紙」の割合が52.9%と最も高く、次いで「回覧板」の割合が42.5%、「新聞・テレビ・雑誌」の割合が38.3%となっています。

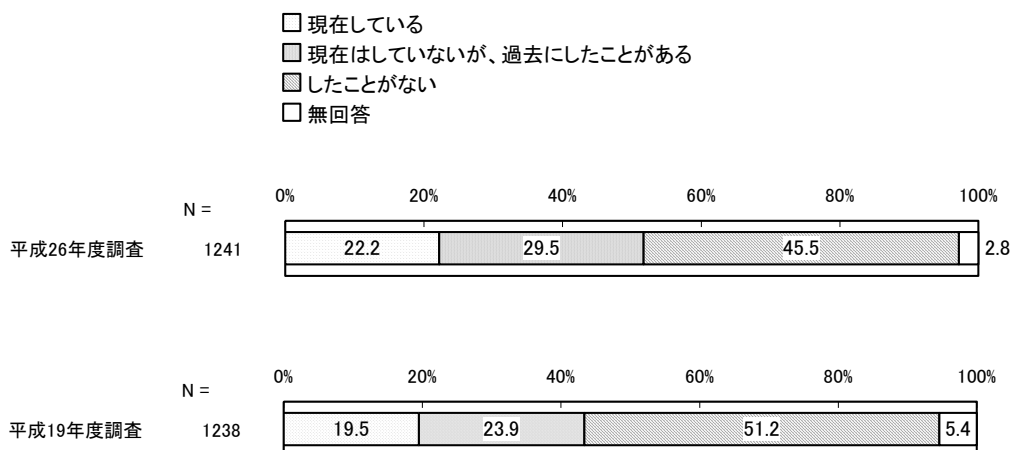
平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



⑧ ボランティア活動の参加状況

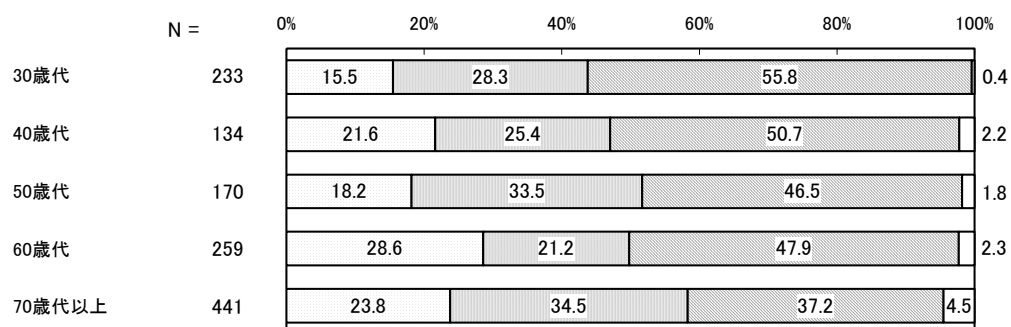
「したことがない」の割合が45.5%と最も高く、次いで「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が29.5%、「現在している」の割合が22.2%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「現在している」「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が高くなっています。



【年齢別】

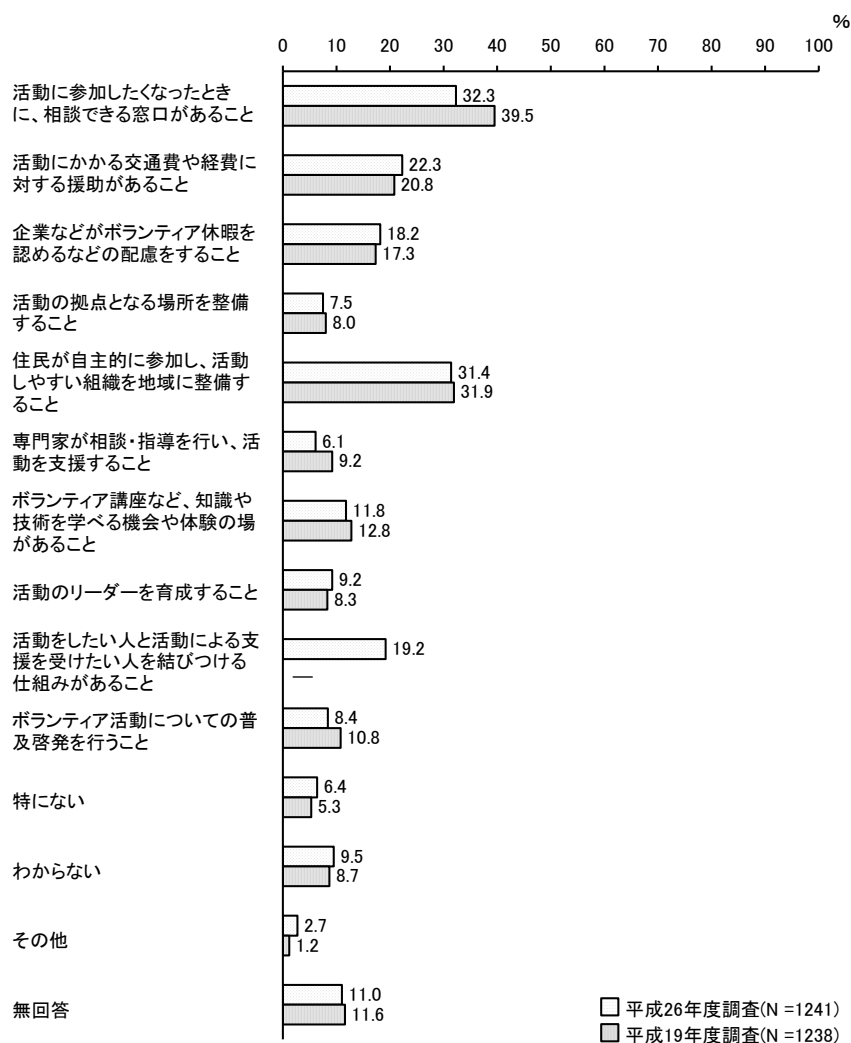
年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「現在している」「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が高くなる傾向がみられます。



⑨ 今後、ボランティア活動を活発化していくために必要なこと

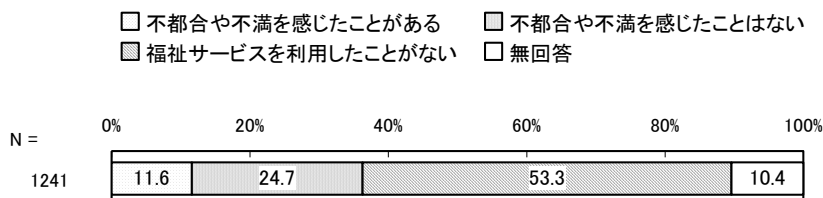
「活動に参加したくなかったときに、相談できる窓口があること」の割合が32.3%と最も高く、次いで「住民が自主的に参加し、活動しやすい組織を地域に整備すること」の割合が31.4%、「活動にかかる交通費や経費に対する援助があること」の割合が22.3%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「活動に参加したくなかったときに、相談できる窓口があること」の割合が低くなっています。



⑩ 福祉サービス（介護保険サービスや障がい福祉サービスを含む）の利用に関して、不都合を感じたり不満に思ったりしたことの有無

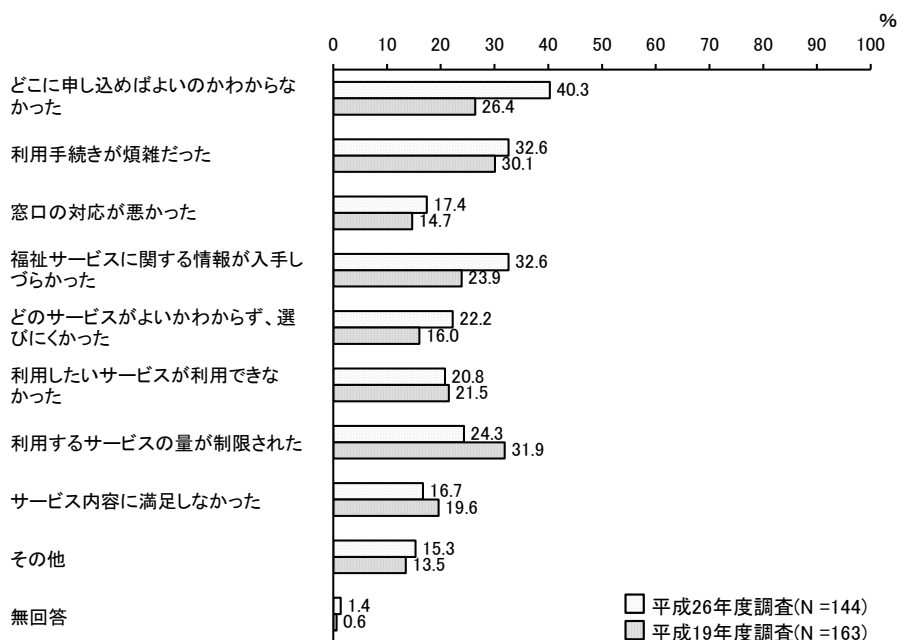
「福祉サービスを利用したことがない」の割合が 53.3%と最も高く、次いで「不都合や不満を感じたことはない」の割合が 24.7%、「不都合や不満を感じたことがある」の割合が 11.6%となっています。



⑪ 福祉サービスの利用で不都合や不満に感じた内容

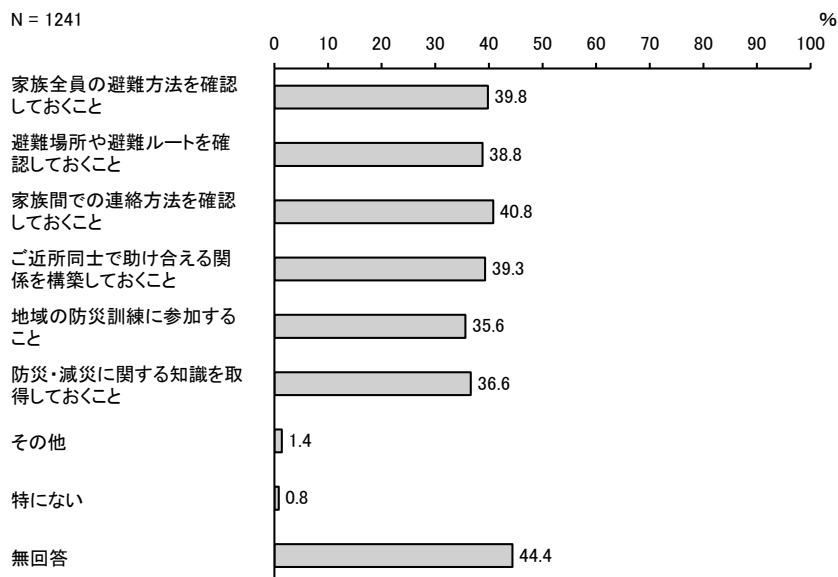
「どこに申し込めばよいのかわからなかった」の割合が 40.3%と最も高く、次いで「利用手続きが煩雑だった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が 32.6%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、「どこに申し込めばよいのかわからなかった」「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どのサービスがよいかわからず、選びにくかった」の割合が高く、「利用するサービスの量が制限された」の割合が低くなっています。



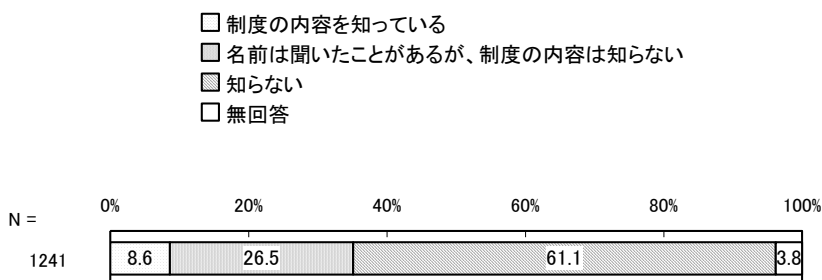
⑫ 災害に備えて必要だと思うこと

「家族間での連絡方法を確認しておくこと」の割合が40.8%と最も高く、次いで「家族全員の避難方法を確認しておくこと」の割合が39.8%、「ご近所同士で助け合える関係を構築しておくこと」の割合が39.3%となっています。



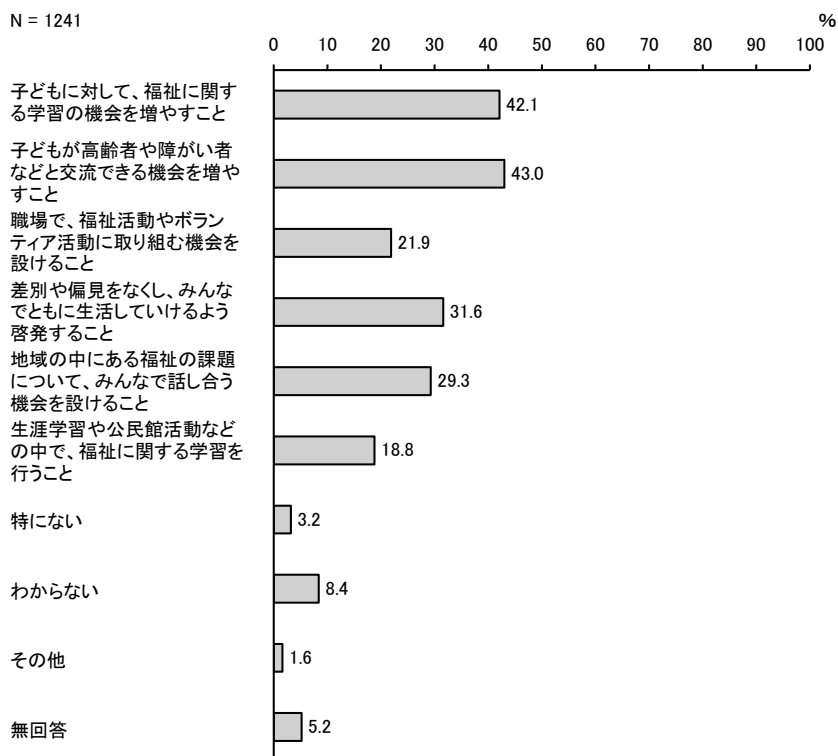
⑬ 「避難行動要支援者支援事業（災害時要援護者支援事業）」の認知度

「知らない」の割合が61.1%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」の割合が26.5%となっています。



⑭ 市民が社会福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を培うための福祉教育の方法として必要なこと

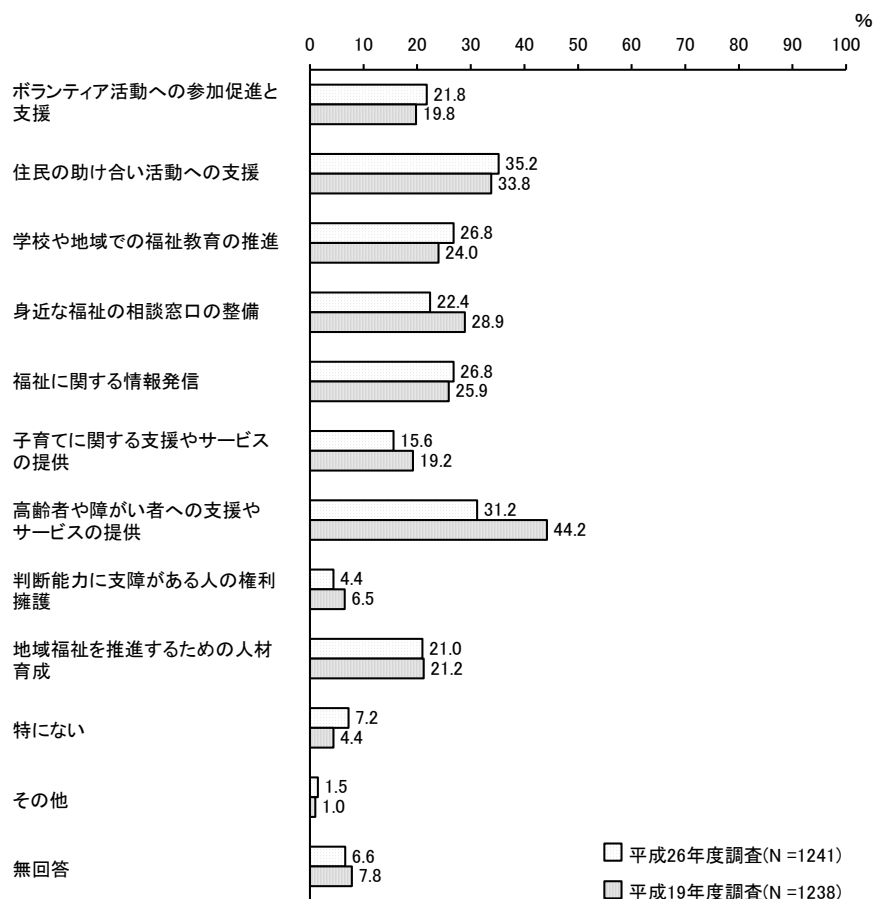
「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」の割合が43.0%と最も高く、次いで「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」の割合が42.1%、「差別や偏見をなくし、みんなでもとに生活していけるよう啓発すること」の割合が31.6%となっています。



⑮ 社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後特に充実してほしいこと

「住民の助け合い活動への支援」の割合が35.2%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者への支援やサービスの提供」の割合が31.2%、「福祉に関する情報発信」、「学校や地域での福祉教育の推進」の割合が26.8%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「ボランティア活動への参加促進と支援」「住民の助け合い活動への支援」の割合が高くなっています。



3 地域懇談会からみた現状

(1) 地域懇談会の概要

① 参加者

各地区の区長や民生委員・児童委員、ボランティア関係者、地域住民など

② 実施日

No	地域名	開催日	時間	場 所	出席人数
1	落合	9月16日	19:00	落合公民館2階 2-1 会議室	15名
2	神坂	9月17日	13:30	神坂公民館 ホール	11名
3	蛭川	9月17日	19:30	蛭川総合事務所 2階会議室	13名
4	苗木	9月18日	19:30	苗木事務所 1-1 会議室	9名
5	坂下	9月18日	19:00	坂下総合事務所 第2庁舎 中会議室	11名
6	中津東	9月19日	16:00	第16区クラブ	15名
7	阿木	9月22日	19:30	阿木公民館 2-1 学習室	12名
8	坂本	9月24日	19:00	坂本事務所 コミュニティルーム	10名
9	加子母	9月24日	19:30	ささゆり会館 3階 大会議室	15名
10	福岡	9月24日	19:30	福岡総合事務所 世代交流室	15名
11	中津西	9月25日	19:00	共栄区クラブ	11名
12	中津南	9月25日	19:00	中央公民館 3-1 学習室	13名
13	山口	9月25日	19:00	山口総合事務所 1階会議室	10名
14	川上	9月29日	19:30	かたらいの里 集団指導室	10名
15	付知	9月30日	19:30	付知公民館 小会議室A	8名

(2) 地域懇談会からの意見のまとめ

① 地域で支え合う意識をもつことについて（学校等における福祉教育など）

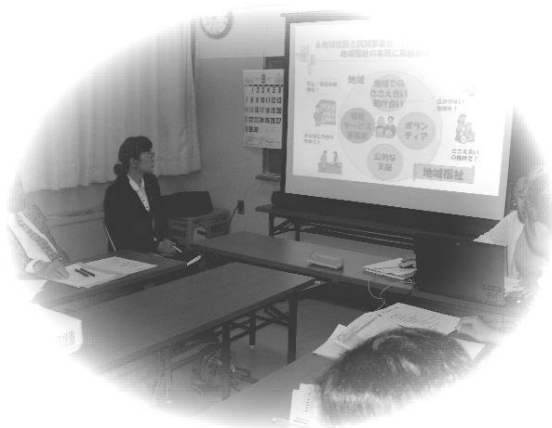
- 近隣住民とのコミュニケーションが十分取れていれば、だれもが気軽に困っている人の手助けを行うことができる。近隣住民との親しい関係を築くことが重要である。
- 日常でのあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践することが大切である。
- 地域に関心を持ち、地域の交流活動に積極的に参加することが必要である。
- 地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障がいのある人等とふれあうことでお互いの理解を深めることになる。

<p>② 地域での交流の機会について (地域活動へ参加してもらうためのきっかけや場所など)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で声を掛け合い、世代間での交流が重要である。 ○高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場を提供したい。 ○物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくる必要がある。 ○閉じこもりがちの人をふれあいサロンに誘っている。
<p>③ 地域の支え合いを担う人を育てることについて (地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成など)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動を進めていく上でリーダー的な人が必要である。 ○地域活動の後継者が育たず、人も集まらない。リーダーシップをとれる人がいない。
<p>④ 地域の見守りについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○各地域に合った、見守り活動が必要である。 ○日頃より、地域で支援が必要な人を把握することが必要である。 ○地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いは必要である。 ○支援を必要とする人の情報が十分把握できない。 ○地域で同じような活動をしているが、連携がとれていない。
<p>⑤ 自治会をはじめとしたさまざまな地域組織の活動について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある自治会活動の実施及び自治会活動の重要性をPRしたい。 ○高齢者や障がいのある人等、地域のすべての人が地域活動に参加できるように配慮したい。 ○民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等地域福祉活動者の連携は重要である。
<p>⑥ 市民活動・ボランティア活動について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの情報発信を上手に行ってほしい。 ○福祉やボランティアに対する意識付けをしていくにはどうすればよいか。
<p>⑦ 福祉に関する情報について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する情報を入手できている人が少ない。 ○福祉情報の入手において、広報や社協だよりも十分活用されていない。 ○さまざまな活動のPRが必要である。

⑧ 防災・防犯活動について

- 個人情報保護の関係で要配慮者も把握が難しい。
- 防災マップをつくるだけでなく、活用することが重要である。
- 災害時の避難や避難所での、障がい児・者への対応を考えてほしい。
- 災害に対する意識が不足しているので、防災意識の高揚を図る必要がある。
- 子どもたちの登下校の時間帯には、通学路に立って、児童生徒の安全を見届けている。

〔地域懇談会の様子〕



4 ヒアリング結果からみた現状

(1) ヒアリング開催実績

調査目的	「中津川市地域福祉計画」策定にあたって、地域で活動するボランティアやサークル、福祉関係団体、その他関係機関の方から意見を伺い、中津川市における地域福祉の現状と各種団体の活動上の問題点等を把握します。
調査対象団体数	11 団体
調査期間	平成 26 年 10 月～11 月
調査方法	ヒアリングシートによる意見聴集

No	団体名	区分
1	すくすくわくわくまあるいこころ	子育て支援団体
2	加子母子育てクラブくるりんぱ	子育て支援団体
3	ぼけっと	子育て支援団体
4	中津川市子ども会育成指導者連絡協議会	ボランティア団体
5	音訳ボランティア さざなみ会	ボランティア団体
6	三菱電機㈱中津川製作所 ボランティアクラブ	ボランティア団体
7	点訳サークル「よつばの会」	ボランティア団体
8	中津川シニアボランティア	ボランティア団体
9	中津川市障害児者を守る会	障害者団体
10	地域活動支援センター ふきのとう作業所	障害者団体
11	岐阜県身体障害者福祉協会中津川支部	障害者団体

(2) ヒアリング結果のまとめ

① 活動を行う上での問題や課題

- 活動を行う場所の確保が難しい。
- 後継者がいない。人材が不足している。
- 活動において、年代によって参加する年代、しない年代と差がある。
- 障害者当事者団体の会員が高齢化している。
- 障害者と健常者との交流の機会が減った。

② 活動を続けていくために必要なこと

- 人材の育成とリーダーづくり。
- 世代交代が必要である。
- 子育て支援等の養成講座を受けた後、実際の活動に結びつけていく。
- 若い世代の参加。
- ボランティアに積極的に関わりたいという魅力的な活動。
- 活動に対する地域の方の理解。
- 社会福祉協議会との関わりを強める。

③ 福祉活動を行う上での人材育成で必要なこと

- 同じような活動内容の団体との横のつながりを強める。
- 指導者の研修会への積極的な参加。
- ボランティア養成講座等の定期的な開催。
- 初心者のための各種養成講座等の定期的な開催。

④ 地域での支えあい・助け合いを進める上で必要なこと

- 地域の見守り・声かけ。
- 地域の窓口機能を果たすところ（例えば公民館など）から行事を発信してもらえば、自分たちも何が出来るか出し合って活動していけると思う。
- 地域のことを知ること。
- 生活で困ったことにちょっとした支援をする人を増やす。
- スポーツ活動を通じて知り合い、交流の機会が広がった人がある。
- 行事を通して友達になったり、かかわってもらえる人を増やすことが大切である。

⑤ 中津川市において地域での支えあいを推進するための課題や必要な取り組み

- 親子で参加する行事を計画し、若い人に参加してもらう。
- 同じ目的をもった地域活動団体のつながりを強める。
- 行事に参加できるための基盤づくり。
- 災害時に、支援が必要な人の把握と支援体制の確立。
- 子どもたちに、その地域の伝統や生活の中で育んだ文化を大切に育てる。
- 市と社会福祉協議会の連携強化。
- 障がい者に対する理解の促進。

6 課題のまとめ

中津川市の特性やアンケート調査結果、地域懇談会の意見、ヒアリング調査結果、第1期計画の評価に関する課題等を踏まえ、次の4つの視点で課題を整理します。

(1) 地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について ● ● ● ● ●

ポイント

- 福祉教育の充実
- 世代間交流や地域の交流の機会・場の充実
- 地域活動リーダーの確保・育成

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

アンケート調査結果から、誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動として、地域の人声かけや見守りと考えている人は多くなっています。また、市民が社会福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を培うために必要な福祉教育の方法として「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」や「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」が上位にあがっています。

本市では、福祉教育の一環として、社会福祉協議会が、児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に「福祉推進校指定事業」を実施しています。今後も、地域住民が協力し合える地域をつくるためには、子どもの頃から福祉の心を育てるとともに、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てていくことが大切です。

また、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、ふれあいサロン、子育てサロン等の交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解を深めることが重要です。本市には、各地域にコミュニティ活動の拠点として、公民館が設置されており、より多くの市民の交流を促すため、一層の充実と活用が求められます。

地域懇談会や団体ヒアリング調査より、地域活動を活性化するためには、地域活動のリーダーとなる人材の確保や育成が求められています。地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や団塊世代を含めた地域福祉の人材育成を行うことが必要です。

(2) 地域で支え合う・助け合いについて

ポイント

- 地域の見守り体制の強化
- ボランティア活動団体への支援
- 多くの人がボランティア活動へ参加できるための機会・場の充実
- 地域福祉活動団体の連携

老年人口の増加とともに、要支援・要介護者が増加しています。一方で、単独世帯、夫婦のみ世帯や片親と子からなる世帯などの核家族世帯が増加する中、孤立しがちで地域での見守りが必要な方が増えています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いとともに、さまざまな手段によって地域の中で困っている人を支援するしくみづくりが重要です。

本市では、高齢者の見守り、児童虐待防止などに係る様々なネットワーク等により、住民相互による見守りや助けあいを進めていますが、引き続き、地域における見守り体制等の強化を図る必要があります。

地域における支え合いをすすめるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する研修や支援、ボランティアの登録を行ったり、子育てサロン等の子育て支援や高齢者ふれあいサロン等地域での助け合い活動を進めています。

アンケート調査結果をみると、「ボランティア活動等に参加している、または参加したことのある人」の割合は約5割となっており、平成19年度調査に比べ約1割増えています。

さらに、今後、ボランティア活動を活発化していくために必要なこととして「活動に参加したくなったときに、相談できる窓口があること」「住民が自主的に参加し、活動しやすい組織を地域に整備すること」などの意見が多くなっています。今後、市民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。

そして地域活動団体等からは、会員の高齢化や減少等の課題が上がってきています。また、他の団体と連携して取り組んでいくことも重要と考え、団体間の交流機の確保が求められており、地域福祉活動を推進するため、地域における関係団体の連携の強化が求められています。

(3) 福祉に関する情報の入手や地域での相談支援について ● ● ● ● ● ● ● ●

ポイント

- 各種情報手段を活用した情報提供の充実
- 地域における福祉情報の充実
- 公的な相談窓口の周知と地域における相談体制の充実
- 生活困窮者への支援

アンケート調査結果をみると、福祉に関する情報がある程度入手できている人は4割程度となっており、年代によっても差がある状況です。

現在「市の広報紙・ホームページ」「自治会の回覧板」「社会福祉協議会の窓口」「民生委員・児童委員」等さまざまな手段で情報提供を行っていますが、さらに支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、身近な地域での情報提供の充実を図る必要があります。

日常生活における不安や悩みの相談相手としては、「家族・親戚」「友人・知人」等、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。地域での相談者である民生委員・児童委員および市役所等の相談機能を持つ公的機関の利用は数%となっており、相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなげられるような体制の強化が求められます。

社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者や、生活保護に至るリスクのある方が増加してきている中で、生活困窮者への支援として平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されることになっています。こうした方を早期に発見し、地域において就労に結びつけ、自立に導く支援が必要となってきています。

(4) 誰もが安心して暮らせる環境について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ポイント

- 地域における防災体制の強化
- 地域が一体となった防犯対策の推進
- 権利擁護等の充実

本市は、『東海地震に係る地震防災対策強化地域』及び『東南海・南海地震の地震防災対策推進地域』に指定されるとともに、多くの活断層を有するなど、いつ大規模災害が起きても不思議ではない状況にあります。東日本大震災の発生から市民の防災意識が高まっており、アンケート調査結果をみると、災害時の備えで重要なこととして、4割の方が「家族間での連絡方法を確認しておくこと」「家族全員の避難方法を確認しておくこと」「ご近所同士で助け合える関係を構築しておくこと」が必要だと回答しています。避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策を講じるには、地域で助け合う自主防災組織の強化育成を図るなど地域防災力の向上が不可欠です。

本市では、防災マップを作成し、各自治会単位等で防災訓練を実施しているとともに、防災情報については防災行政無線を柱として情報の伝達に努めています。また、地域における災害時の要支援者支援として避難行動要支援者支援事業を実施しています。アンケート調査結果からみると、市民への周知は十分とは言えず、今後も、市民の防災意識の高揚と地域における防災体制を強化していく必要があります。

また、全国的に多様な犯罪が増加する中で、市民の不安も高まっています。本市においても、園や学校における子どもへの防犯教育、地域での見守り活動等を進めており、さらに、子どもたちの登下校時の安全対策や防犯対策を地域が一体となって実施していく必要があります。

認知症の高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。要介護認定者と、障害者手帳所持者が増加傾向にある中で、判断能力の十分でない方への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。これらを踏まえ、本市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

1 新たな公共への展開の考え方

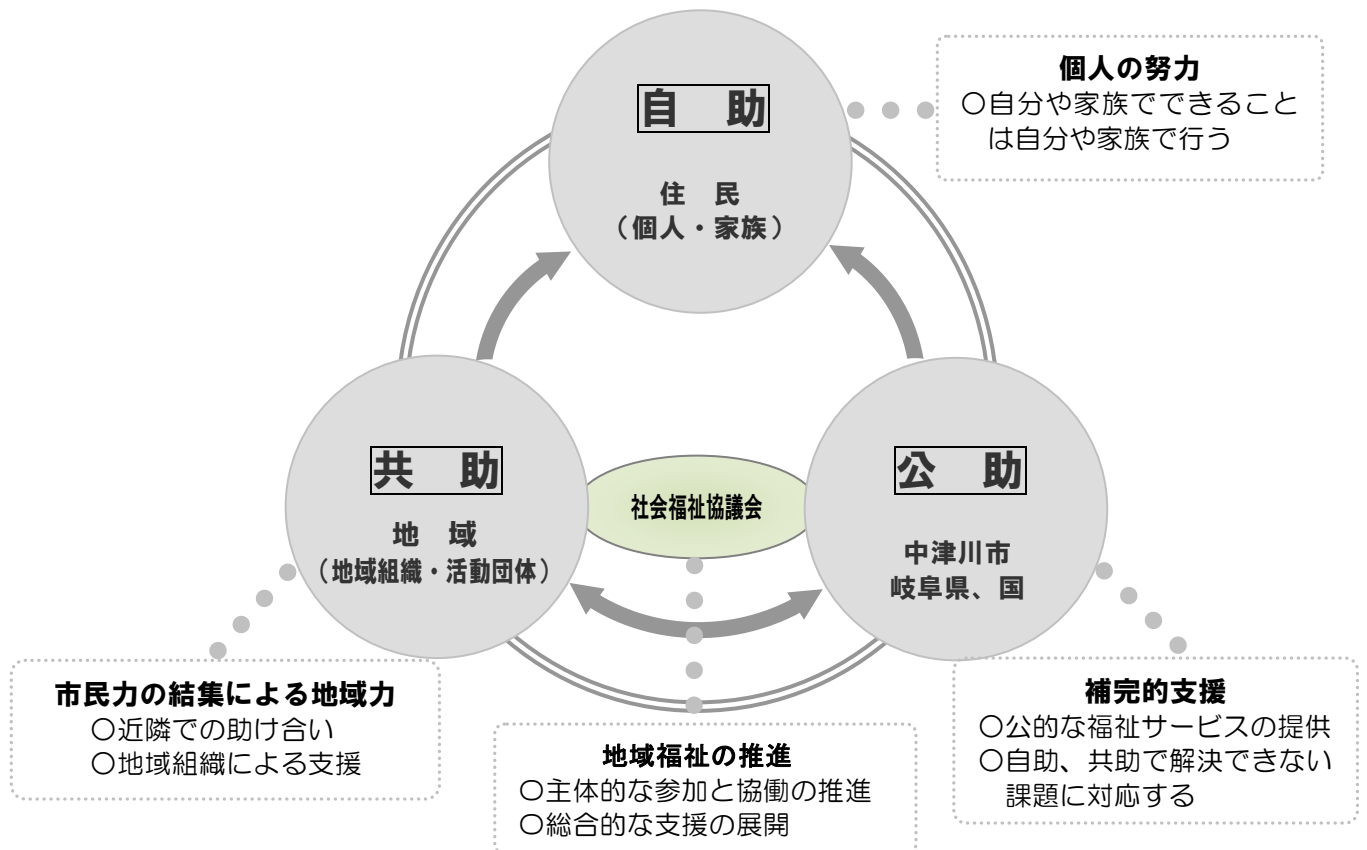
少子高齢化を背景に、家族の支え合いである“自助”の機能が低下してきている現状においては、基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービス（“公助”）で対応するという原則を踏まえつつ、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった“共助”のまちづくりを進めていくことが重要となっています。

今まで行政にゆだねられてきた社会福祉サービスやまちづくり全般について、今後、市民と行政など多様な担い手がそれぞれの役割分担のもとに、創り上げていく考え方が必要です。

そこで、市民の自主的な活動を原則として、市民だけでは解決できない場合は地域で、地域だけでは解決できない場合は行政が支援する、あるいは協働で行う、という考え方に基づき、『補完性の原則』の視点に立った、効果的、効率的な地域福祉の推進を図ります。

補完性の原則

個人・家族でできることは個人・家族で行い、地域でできることは地域で行い、そこでは困難なこと、あるいは、より大きな単位で行うことが理に適うことは、行政や校区など、より大きな単位で補完していくという考え方。



2 計画の基本理念

本市では、第1期計画において、「だれもが住みなれた地域で その人らしく 安心して 健やかに くらせるまちの実現」「お互いさまの気持ちをもって 共に生き 支えあう社会の実現」を基本理念とし、地域福祉を推進しています。

第1期計画の策定から6年を経た現在、社会情勢等の変化によって地域福祉を取り巻く環境は策定当時から大きく変化し、新たな生活課題が生じるとともに、福祉ニーズも多様化、複雑化しています。こうした課題に取り組むためには、引き続き、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを行う必要があります。

そのため、第2期計画においても第1期計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進します。

【基本理念】

**だれもが住みなれた地域で その人らしく
安心して 健やかに くらせるまちの実現**

**お互いさまの気持ちをもって 共に生き
支えあう社会の実現**

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり

全ての市民が生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉の仕組みを構築します。また、地域での支え合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

基本目標2. みんなで支え、助け合うまちづくり

地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動など、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域を目指します。

基本目標3. だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり

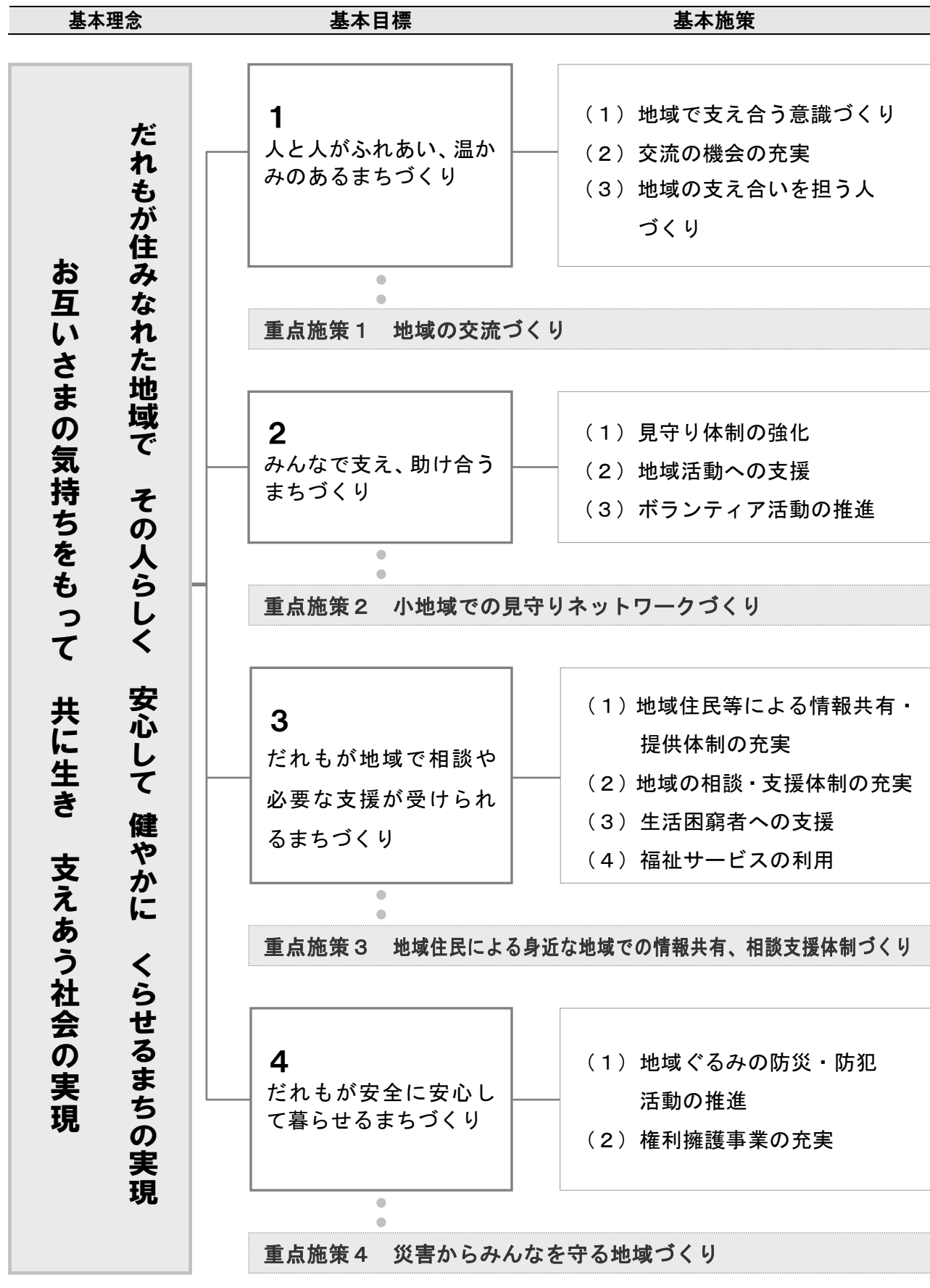
地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握するため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制を整備します。

また、生活困窮者への支援とともに、きめ細やかなサービスの提供を充実させ、福祉サービスの質の向上を図ります。

基本目標4. だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり

安全・安心なまちづくりのため、地域の防災・防犯体制の強化を進め、また、支援を必要としている人の権利擁護を図る事により、だれもが地域で自立した暮らしができるよう支援を充実させます。

4 計画の体系



地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【共助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】が求められています。

「第4章 施策の展開」では第3章で示した協働の取り組みをイメージし、「市民」、「地域」、「市・社会福祉協議会」それぞれの立場における取り組みの方向性を示し、施策を展開していきます。

市民の取組自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、市民の取り組みの方向性を示します。

地域の取組共助（互助）：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、子ども会、民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業等、事業所など地域におけるさまざまな人や組織による取り組みの方向性を示します。

市民や地域の取組に対する支援公助：行政等の責任として推進していくこと

市民や地域の主体的な取り組みを支えるために、市や社会福祉協議会の取り組みの方向性を示します。

(3) 地域の支え合いを担う人づくり ●●●●●●●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行います。また、地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、NPO等、既存の地域資源の連携の強化を図るとともに、地域福祉を担う人材の育成を行います。

市民の取組

- 地域福祉活動の人材育成のための講座等へ積極的に参加しましょう。
- 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。

地域の取組

- 地域活動を通じた後継者の育成や地域活動を活発にするためのリーダーの育成や人脈をつくりましょう。
- ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう。
- 地域住民を含め、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等が、それぞれの役割を担い、協働により地域福祉を推進しましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動の周知や身近なところでの集える場を提供しましょう。
- 会社を定年退職した後や子育てが一段落した後など、今まで培った経験を持つ人の福祉活動への参加促進を図りましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 地域活動、ボランティアリーダーの育成及びコーディネーターの育成
- 社会福祉協議会を中心として、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成
- 地域福祉の担い手となり得る団体との連携、自治会、NPO、企業等既存の地域資源の団体相互の連携

基本目標 2

みんなで支え、助け合うまちづくり

(1) 見守り体制の強化

【今後の方向性】

既存のネットワーク等を含めた地域における見守り体制を強化するとともに、地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員等をはじめとする関係団体の連携強化を推進します。

市民の取組

- 地域におけるちょっとした声かけをしましょう。
- 日々の生活の中で、見守りの必要な方への気配り、目配りを通して変化を見つけ、気づいた時に民生委員・児童委員等へ連絡をしましょう。
- 困っていることや、支援が必要なことの相談にのりましょう。

地域の取組

- 地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めましょう。
- 支援を必要とする人、支援する人がお互いに理解し合える交流の場をつくりましょう。
- 日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 既存のネットワーク、地域住民や事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や児童虐待などを早期に発見し、適切な関係機関につなげるネットワークの構築
- 一人暮らし高齢者の安否確認や相談対応等の取組の充実
- 自治会や民生委員・児童委員等との連携を図り、防災対策において特に配慮を要する方（要配慮者）、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動の推進

(2) 地域活動への支援

【今後の方向性】

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、自治会やNPO等の地域の団体の活動を支援します。

市民の取組

- 伝統的行事や活動の目的を再認識し、地域社会における親近感や連帯感を高めましょう。
- 地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員の活動を理解し、協力をしましょう。

地域の取組

- 魅力ある自治会活動の実施及び自治会活動の重要性をPRしましょう。
- 高齢者や障がいのある人等、地域のすべての人が参加しやすい地域活動にしていきましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティア、NPO等地域福祉活動者のつながりを図りましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 地域活動の周知や地域コミュニティの活動状況の情報提供等
- 地域活動に参加ができるきっかけづくり
- 自治会を中心とした地域での支え合い活動への支援



(3) ボランティア活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

各種の事業を利用して、ボランティア活動についての理解を促進します。また、これから活動しようとしている人たちに対しても、情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能を強化します。

市民の取組

- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加しましょう。

地域の取組

- ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう。
- ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- ボランティア団体同士による交流を行いましょう。
- あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- ボランティアセンターへの登録の促進
- 社会福祉協議会のホームページや広報紙等を活用し、ボランティアに関する情報提供の充実
- ボランティアセンターの周知。ボランティアセンターにおいて、ボランティアを必要とする人とボランティア団体等のコーディネート

基本目標 3

だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり

(1) 地域住民等による情報共有・提供体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

制度や法律、福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。

市民の取組

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
- 広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- 地域の中で、身近な相談窓口について情報交換を行いましょ。

地域の取組

- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティアなどを通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう。
- 老人クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りましょう。
- 介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供を行いましょ。

市民や地域の取組に対する支援

- 広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を利用し、地域福祉や福祉サービスに関する情報の周知
- ふれあい出前講座等によるわかりやすい福祉情報の提供
- 地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者地域支援センター等の相談窓口の周知
- 身近な相談者でもある民生委員・児童委員などの活動の周知

基本目標 4

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

地域において安全に安心して暮らし続けるため、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。

市民の取組

- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう。

地域の取組

- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- 地域の自主防災組織などとの連携強化を図りましょう。
- 防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう。
- 災害発生時において、要配慮者を支援しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 災害時における安全を確保するため、各校区別の防災訓練を実施するとともに、自主防災組織による防災訓練の支援
- 一人暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯等、避難行動要支援者の情報を収集し、平常時の見守りや災害時における支援など避難行動要支援者支援の充実
- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、防犯活動団体による活動の推進
- 高齢者等要支援家庭の方を詐欺被害から守るための啓発活動の実施

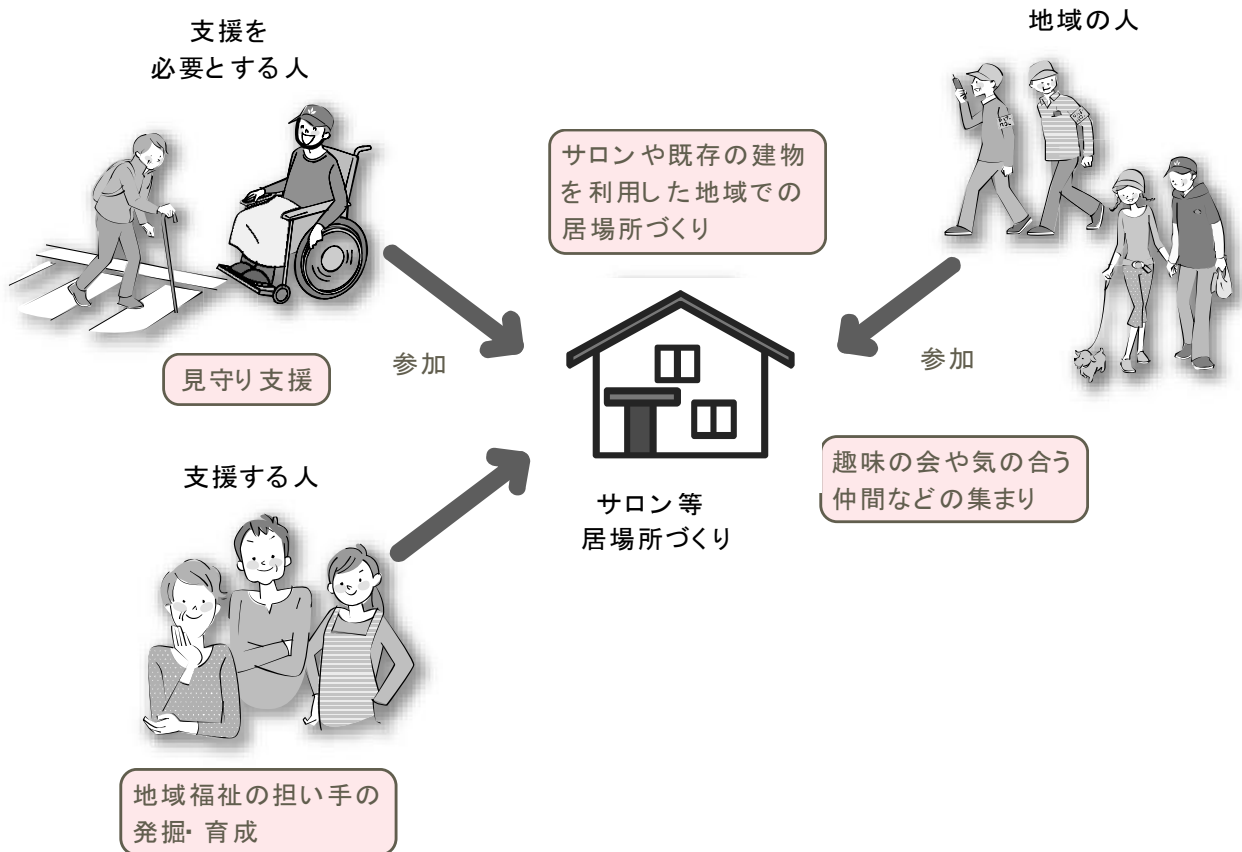
1 地域の交流づくり

地域での助け合い、支え合いの意識を醸成していくためには、日ごろから地域住民がふれあい、交流する機会が重要と考えます。

本市では、ふれあいサロン、子育てサロン活動など、多くの地域でサロン活動が盛んに行われています。これらの身近な地域でのサロン活動は、地域における交流の場や高齢者などの居場所となっています。

こうした場を通じて、一人暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者の方などが参加することで、サロンを通じた見守りなどの支援を行うことができます。また、高齢者や子どもなど、地域の人々が気軽に集うことでさまざまな交流の場としても期待することができます。

さらに、サロン活動は、地域住民、民生委員・児童委員、社協支部等によって様々なサロンを展開しており、こうした活動を通して地域福祉の担い手を発掘・育成していくことが期待できます。

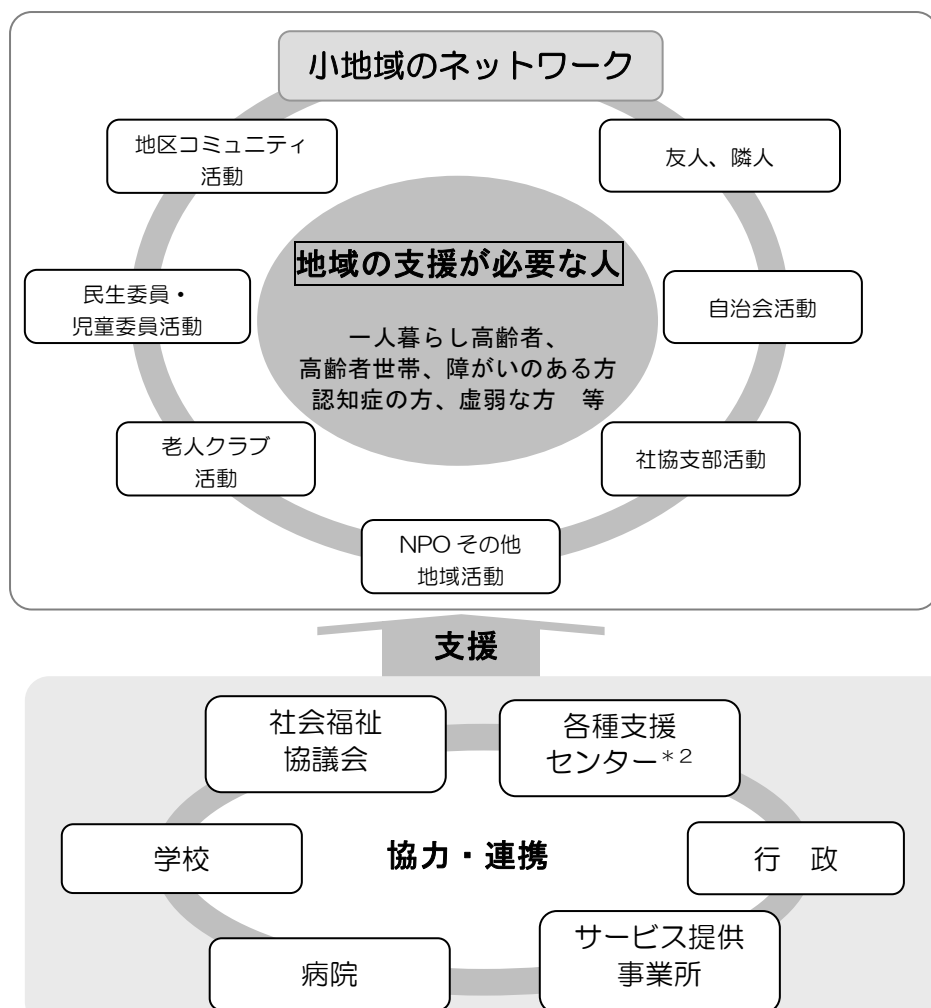


2 小地域での見守りネットワークづくり

一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある方、認知症の方、虚弱な方など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いとともに、さまざまな手段で地域の中で困っている人を支援する仕組みづくりが重要です。

そのため、民生委員・児童委員、地域福祉推進員などが、自治会単位など身近な地域で活動を行っている組織が連携・協力し、地域における身近な課題の発見とその解決に向け、見守りや声かけ、相談などさまざまな地域の福祉活動に取り組み、より実情に即した活動を行うことができるよう、地域福祉のネットワークづくりに努めます。

また、生活支援を必要としている人を早期に発見し、その人に対して、インフォーマルサービス*1を含めた保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供することが求められます。そのため地域の中の学校、医療機関、福祉施設、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどのさまざまな機関が、地域における問題を共有し、必要に応じて協力・連携できるようなネットワークを構築し、迅速で的確な対応ができるような体制づくりを推進します。



* 1 インフォーマルサービス 自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

* 2 各種支援センター 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者地域支援センター、子育て支援センター 等

3 地域住民による身近な地域での情報共有、相談支援体制づくり

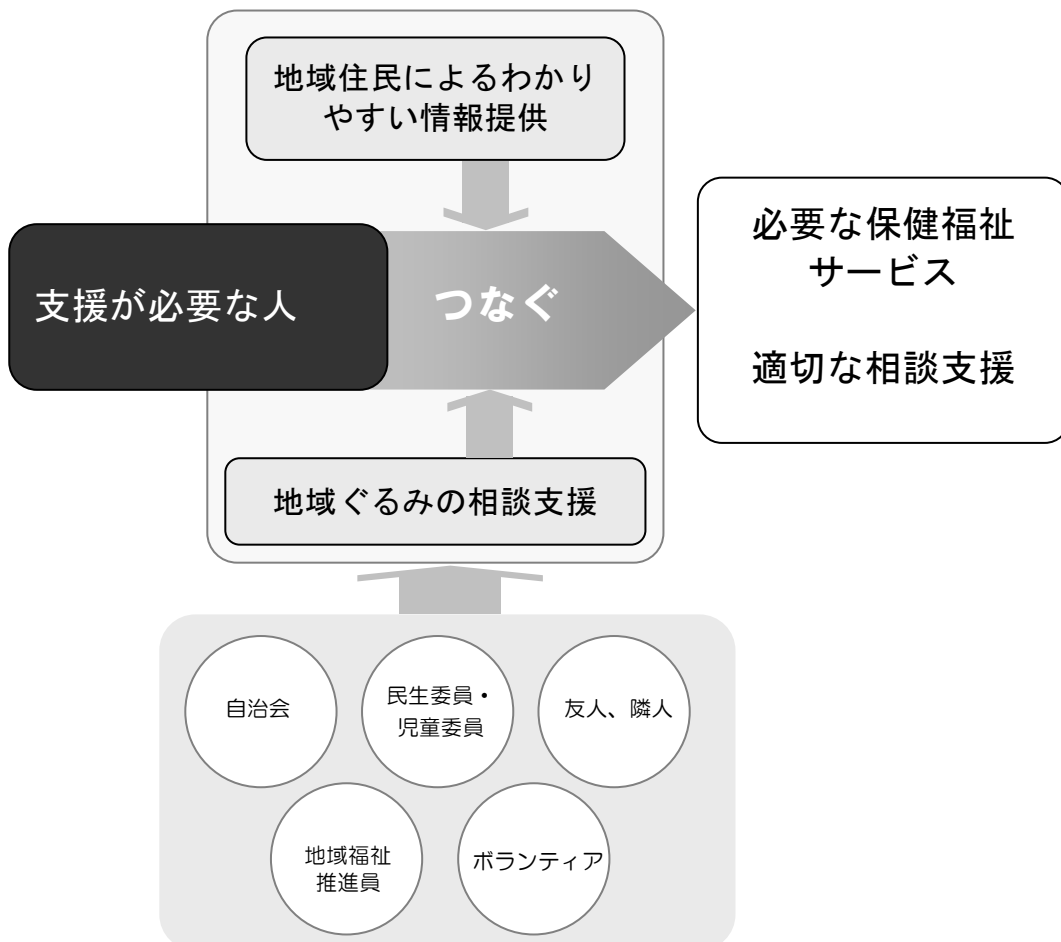
地域で支援を必要とする人がサービスを知らない、あるいは誰に相談してよいかわからないなど、その人に必要なサービスにつながっていかないことがみられます。

誰もが、必要なサービスを適切に利用し、住み慣れた地域で、より自立した生活を送れるように、地域全体で支援していく必要があります。

そのために、保健福祉サービスや各地域の福祉活動などの情報に関心が持てるようにわかりやすく提供します。

また、ライフステージや各々の生活環境に応じた相談機能を充実するとともに、福祉サービスの充実を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりをめざします。

そして、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実をめざすとともに、支援を必要としながらサービスの利用に結びついていない人を地域で把握し、支援するための体制づくりを進めます。



4 災害からみんなを守る地域づくり

先の東日本大震災以降、地域での防災意識が高くなっています。

アンケート調査から、誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動として、「災害時の避難誘導・助け合い」が上位にあがっており、重要な課題として認識されています。

今後、地域での防災対策を進めていくうえで、防災に対する意識づくり（自助）、地域における防災対策の推進（互助）、避難行動要支援者への支援（共助、公助）を一体的に進めていきます。

○ 防災に対する意識づくり

地域住民に対して、災害や防災に対する正しい知識の習得と防災意識の向上のため、地域で行われる防災訓練への参加を啓発します。さらに、自宅の耐震対策や室内の転倒落下防止対策などをはじめ、家庭での水や食料の備蓄などの重要性を広めていきます。

○ 地域における防災対策の推進

大規模地震や風水害などの災害発生直後は、地域の共助活動が果たす役割は極めて重要であるため、地域ごとに組織化された自主防災組織をはじめ、様々な支え合い、助け合い活動の充実を図ります。また、災害時に迅速かつ冷静に対応できるよう、地域における防災訓練等を積極的に進めます。

○ 避難行動要支援者への支援

高齢者や障がい者などの要支援者を災害から守ることができるよう、自発的な避難行動要支援者台帳への登録促進と自主防災組織が主体的に安否確認や避難誘導を行える環境整備など、災害時の具体的な支援体制の構築を図ります。



1 計画の周知・啓発

地域福祉は、行政だけでなく、地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画などを策定している市の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

3 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会・町内会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性を高めることにより、本計画の推進を図ります。

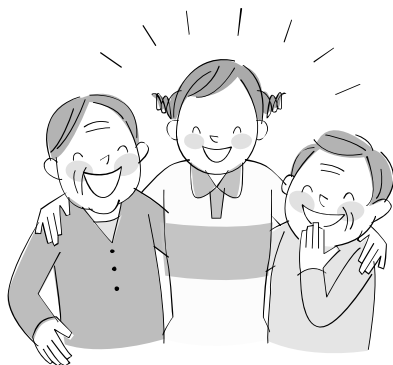
4 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。そのため、公助の一翼を専門的に担いつつ、一方で地域の共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいものと考えます。

社会福祉協議会は、本計画を踏まえ、地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を進めるため、地域福祉活動計画を策定します。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、行政施策として地域福祉を推進することと地域住民が主体となった地域福祉活動と連携を果たす重要な役割を担っています。

そのため、社会福祉協議会と行政のパートナーシップのもとに、きめの細かい地域福祉活動を展開していきます。



(3) 高齢者等見守り支援ネットワーク事業

「高齢者等見守り支援ネットワーク事業」は、日常の業務で各戸を訪問する機会の多い事業者と、市等との連絡網を整備することで、ひとり暮らし高齢者など対象者の異常を発見したときには、迅速な対応をとるものです。

郵便局や農業協同組合坂本支店、新聞販売等の訪問や配達業務を行っている事業所の理解、協力を得て取り組みを進めています。市内では市社会福祉協議会坂本支部や蛭川地区民生委員児童委員協議会が先駆的に活動を展開しており、市としても平成27年3月に7つの事業所と協定を締結しました。



高齢者見守り支援ネットワーク事業に関する協定書の調印式
(坂本地区の様子)

その他、地域での取り組み事例

- 小学校でふれあい教室（お年寄りの特技を伝える授業）を行っている。（神坂地区）
- 一人暮らしのお年寄りに弁当を配達し、安否確認を行っている。（川上地区）
- 犬の散歩や朝の散歩でパトロールの帽子をかぶってもらうようにして、不審者等の見守りパトロールを実施している。（中津東地区）
- 地域の河川の清掃や、里山の手入れ等や地域の散歩道の整備等、地域の自然を守る活動を立ち上げ活動している。（蛭川地区）
- 買い物支援として、農協などは電話すれば商品を届けてもらえる。（阿木地区）
- オアシス山口として、住みなれたところで、ずっと住んでいけるよう、病院の付添い、ふれ合い弁当、買物代行、ゴミ出しなどの生活支援。庭木の剪定、草取り、ガラスふき、雪かきなどの生活支援を10年前から行っている。（山口地区）
- 各地区で、地域での防災訓練や園・小学校などでの防災訓練を実施している。



資料編

1 中津川市の協議会等の設置等に関する要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市の協議会等（以下「協議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、協議会等を設置する。

(組織)

第3条 協議会などは、別表に定める委員定数により組織する。

(任期)

第4条 協議会等の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会などに会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議決事項を審議するため開催する協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年3月28日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条、第7条関係）

委員会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市地域福祉計画策定委員会	(1) 地域福祉計画の策定に関すること。 (2) 地域福祉の課題とその解決方法等の検討に関すること。 (3) 地域福祉計画の進行管理及び見直しに関すること。	2年	20人以内	(1) 住民代表 (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者 (3) 社会福祉に関する活動を行う者 (4) 地域の活性化等に関する活動を行う者	健康福祉部 高齢支援課

2 中津川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

構成区分		区分	氏名	選出団体	備考
(1) 住民代表	1	区会長会連合会	織田 光好	区会長会連合会	
(2) 社会福祉を目的とする事業を営業者	2	医師会	上田 雅和	恵那医師会	
	3	福祉施設（障害者）	鳥居 広明	社会福祉法人 ひがし福祉会 飛翔の里	副会長
	4	福祉施設（高齢・介護）	向 晃良	社会福祉法人 五常会瀬戸の里	
	5	福祉施設（保育所）	横川 哲	社会福祉法人 カトリック名古屋 教区 報恩会 麦の穂乳児ホーム かがやき	
	6	NPO法人	長谷川 則子	NPO法人 かがやきキッズ クラブ	
(3) 社会福祉に関する活動を行う者	7	民生委員児童委員 協議会連合会	坪井 克巳	民生委員児童委員 協議会連合会	
	8	ボランティア団体	伊藤 征夫	社会福祉協議会 登録ボランティア 連絡協議会	
	9	障がい者団体	武居 朝一	岐阜県身体障害 者福祉協会 中津川支部	
	10	老人クラブ連合会	松田 正義	中津川老人クラ ブ連合会	
	11	P T A	垣内 誠	中津川市P T A 連合会	
	12	教育委員	中川 実	市立小中学校校 長会	
	13	社会福祉協議会	加藤 出	中津川市社会福 祉協議会	会長
(4) 地域の活性化等に関する活動を行う者	14	健康推進員	佐々木 光子	中津川市健康推 進員	
	15	商工会議所	井口 宗久	中津川商工会議 所	
	16	商工会	嶋崎 尚巳	中津川北商工会	

3 第2期中津川市地域福祉計画策定庁内プロジェクトチーム名簿

所 属	補職名	氏 名
健康福祉部 障害援護課	係 長	曾我 卓哉
介護保険室	室長補佐	太田 尚宏
健康医療課	課長補佐	佐藤 さよ子
定住推進部 市民協働課	係 長	中尾 まゆみ
生活環境部 防災安全課	主 査	伊藤 雅浩
	主 査	筑間 一頼
社会福祉協議会 地域福祉課	課 長	古田 甲
	課長補佐	大橋 雅樹
健康福祉部 高齢支援課	課 長	小縣 智彰
	課長補佐	安江 佐智子
	課長補佐	吉村 義幸
	係 長	滝澤 信子

4 第2期中津川市地域福祉計画策定事務局名簿

所 属	補職名	氏 名
健康福祉部	部 長	早川 和子
健康福祉部	次 長	片田 毅
健康福祉部 高齢支援課	課 長	小縣 智彰
健康福祉部 高齢支援課	課長補佐	安江 佐智子
健康福祉部 高齢支援課	課長補佐	吉村 義幸
健康福祉部 高齢支援課	係 長	滝澤 信子

5 策定経過

開催(実施)日	開催(実施)事項	内 容
平成 25 年 7 月 24 日	平成 25 年度第 1 回中津川地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度進捗状況及び評価について
平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年度第 2 回中津川地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期地域福祉計画策定の進め方 現在までの取り組み状況 第 2 期地域福祉計画のまとめ方
平成 26 年 7 月 2 日	第 1 回地域福祉計画（第 2 期計画）庁内プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定スケジュールについて 地域福祉計画について 市民アンケートについて
平成 26 年 8 月 18 日	第 2 回地域福祉計画（第 2 期計画）庁内プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> 中津川地域福祉計画の基本理念・基本目標の検証・見直し体系（案） 中津川市地域福祉計画の策定にあたって
平成 26 年 8 月 29 日	平成 26 年度第 1 回中津川地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中津川市地域福祉計画の策定にあたって 中津川市地域福祉計画の基本理念・基本目標の検証・見直し体系（案） 進捗状況及び今後のスケジュールについて
平成 26 年 9 月 16 日 ～9 月 30 日	地域懇親会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉とは アンケート調査結果の概要 意見交換会「地域福祉について考えよう」
平成 26 年 10 月 ～11 月	ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象団体数 11 団体
平成 26 年 11 月 5 日	平成 26 年度第 2 回中津川地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 施策の展開について
平成 26 年 12 月 19 日	平成 26 年度第 3 回中津川地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期地域福祉計画の策定について 計画の確認及び決定 中津川市地域福祉計画 第 2 期計画 平成 27 年度～平成 38 年度（素案）
平成 27 年 2 月 6 日 ～2 月 15 日	パブリックコメント	

中津川市地域福祉計画 第2期計画

平成27年3月

発行 中津川市

編集 中津川市 健康福祉部 高齢支援課
〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

T E L : 0573-66-1111

F A X : 0573-62-0058